【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年7月18日

【発行者名】 ラッセル・インベストメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼СЕО ブルース・ダブリュー・フラーム

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラース・カナダ

【事務連絡者氏名】 中野 浩一

【電話番号】 03-5411-3500

【届出の対象とした募集内国投資信託 ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド

受益証券に係るファンドの名称】 (確定拠出年金向け)

【届出の対象とした募集内国投資信託 1兆円を上限とします。 受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) (以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権(以下「受益権」といいます。)です。 なお、当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドでは、信用格付業者(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいいます。以下同じ。)から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付(金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいいます。以下同じ。)、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】 1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日(委託会社の営業日)の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称(〔ラッセル〕の「年金外株」)として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社 <電話番号> 0120 - 055 - 887(フリーダイヤル) (受付時間は営業日の午前9時~午後5時) <ホームページ> http://www.russell.com/jpin/

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7)【申込期間】

平成25年7月19日から平成26年7月18日まで

平成26年7月19日以降の申込期間については、事前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。 販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社 <電話番号> 0120 - 055 - 887 (フリーダイヤル) (受付時間は営業日の午前9時~午後5時) <ホームページ> http://www.russell.com/jpin/ (9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。 各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社(前述の「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。)に申込代金を支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込者の制限

当ファンドは、確定拠出年金法に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。 申込方法

- (a)取得申込者は販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。
- (b)取得申込者は販売会社との間で、別に定める「自動けいぞく投資契約」 を締結するものとします。

、販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

(c)収益分配金は、原則として無手数料で自動的に再投資されます。

申込受付不可日

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、取得申込みの取扱いはいたしません。

申込受付不可日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

取扱時間

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を 過ぎて行われる取得申込みは、翌営業日 の取扱いとなります。

上記の申込受付不可日を除きます。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消

取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
 - <ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下の通りです。 商品分類表(当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | | | |
|---------|--------|-------------------|--|--|--|
| | | 株 式 | | | |
| 単位型 | 国内 | 債 券 | | | |
| | 海外 | 不動産投信 | | | |
| 追加型 | 内外 | その他資産 () | | | |
| | | 資産複合 | | | |

《商品分類の定義》

追加型:

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外:

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式:

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表(当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | |
|--------|------|--------|------|-------|--|

| | | | ᄱᄱᄪ | |
|------------------------------|----------|------------------|----------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル (日本を除く) | | |
| 債券 | 年 2 回 | 日本 | | |
| 一般 | | 北米 | ファミリー | ± 12 |
| 公債 社債 | 年4回 | 区欠州 | ファンド | あり () |
| │ その他債券 │ クレジット属性() │ | 年6回(隔月) | アジア | | |
| 不動産投信 | | オセアニア | ¬ - > . I* | |
| その他資産 (投資信託証券(株式 | 年12回(毎月) | 中南米 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |
| 一般)) | 日々 | アフリカ | | |
| 資産複合 | | 中近東(中東) | | |
|) 資産配分固定型 資産配分変更型 | その他() | エマージング | | |

《属性区分の定義》

その他資産(投資信託証券(株式 一般)):

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるもの をいいます。当ファンドは、投資信託証券(親投資信託)を通じて主として株式(大型株 および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)に投資します。

年1回:

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を除く):

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源 泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド:

目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資さ れるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし:

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為 替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して います。

- (注1)当ファンドは投資信託証券(親投資信託)を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」 における投資対象資産(収益の源泉)と「属性区分」における投資対象資産は異なります。
- (注2)上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載してい ます。当ファンドが該当しない(網掛け表示していない)商品分類および属性区分の定義に きましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧 下さい。

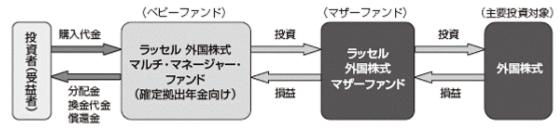
<ファンドの特色>

日本を除く先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

・当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。 ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド (当ファンド)とし、その資金を「ラッセル 外国株式マザーファンド」(以下「マザーファン ド」といいます。) に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

ラッセル・インベストメント株式会社(E12450)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

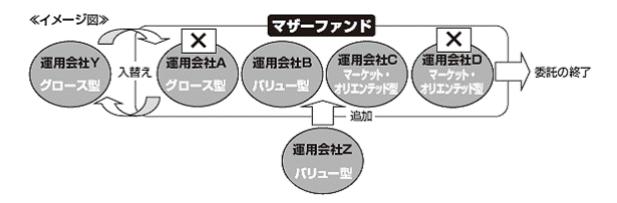


MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとします。

MSCI KOKUSAIインデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権および その他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一 切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じ られています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および 完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

・マザーファンドの運用にあたっては、ラッセル・インベストメント グループが世界各国の運用会 社のなかから厳選した複数の運用会社に、運用の指図にかかる権限を委託します。 ラッセル・インベストメント グループは、その委託している運用会社を継続的にモニタリングし、 必要に応じて委託する運用会社の入替えや追加などを行い、中長期的に安定してベンチマークを上 回ることを目指して運用を行います。



・マザーファンドにおける運用にあたっては、以下の各運用会社に、運用の指図にかかる権限を委託 しています

| 委託内容 | 運用会社 |
|-----------------------------------|--|
| グロース (成長)型 の運用 ^(注1) | マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー (米国) |
| の連用、ゲーク | サステナブル・グロース・アドバイザーズ・エル・ピー(米国) |
| バリュー (割安)型 の運用 ^(注2) | ハリス・アソシエイツ・エル・ピー(米国) |
| マーケット・ | ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国) |
| オリエンテッド型 の運用 ^(注3) | エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・ インク (米国) |

- (注1)グロース(成長)型の運用とは、特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも 高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。
- (注2)バリュー(割安)型の運用とは、特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価 が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいい
- (注3)マーケット・オリエンテッド型の運用とは、「グロース(成長)型」や「バリュー(割安) 型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象と します。

マザーファンドにおいて運用の指図にかかる権限を委託する上記の運用会社(以下「外部委託先運用 会社」ということがあります。) は、平成25年7月18日現在のものです。なお、外部委託先運用会社は 事前の通知なしに随時変更されるため、平成25年7月18日現在のものと異なることがあります。最新 の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

マザーファンド全体の運用効率を高めること、各外部委託先運用会社の入替え等に際しての資産の移 転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部について

の運用 (他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。)等を行うため、上記の外部委託 先運用会社の他に、「ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク (米国)」を採用 しています。

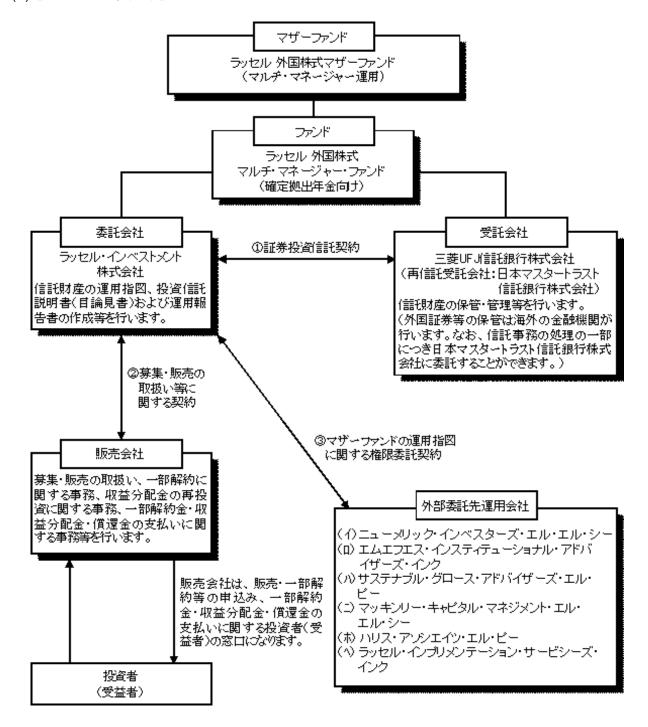
当ファンドは、確定拠出年金法に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成17年8月31日 信託契約の締結、当ファンドの設定日(運用開始日)

(3)【ファンドの仕組み】



(注)上図は、平成25年7月18日現在のものです。上記の外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成25年7月18日現在のものと異なることがあります。

<契約の概要>

証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項 (運用の基本方針、投資対象、 投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等)を定めた契約です。

募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投 資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を 定めた契約です。

マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

<委託会社の概況>

資本金の額 1,609.5百万円(平成25年5月末現在)

沿革

平成11年 3月 9日 フランク・ラッセル投信株式会社設立

平成11年 3月25日 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券

投資信託委託業の認可取得

平成11年11月15日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく

投資顧問業者の登録

平成12年 1月27日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく

投資一任契約に係る業務の認可取得

平成14年 7月18日 「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更

平成18年 2月16日 「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に

商号変更

平成18年 3月 1日 ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併

平成19年12月21日 「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

(平成25年5月末現在)

| | | (1 1-70-0 1 - 7 | 3 1 1 1 70 1 2 |
|---------------------------|--------------------------|------------------|----------------|
| 株 主 名 | 住 所 | 所有株式数 | 持株比率 |
| ラッセル・インベストメント グループ株式会社 | 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラース・カナダ | 34,090株 | 100% |

(参考)

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループ(以下「ラッセル」ということがあります。)の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様に提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた"マルチ・マネージャー・ファンド"を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント グループの概要

ラッセル・インベストメント グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理、株式インデックスの開発など幅広く業務を行っており、当グループが提供するファンドの運用資産総額は平成25年3月末現在で約16兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とし、米国の大手生命保険相互会社であるノースウェスタン・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの子会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に 直接投資を行う場合があります。

運用方法

(a)投資態度

- 1 . 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- 2.マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。
- 3.MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとします。
- 4 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断

した場合に行うことがあります。

- 5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- 6.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。

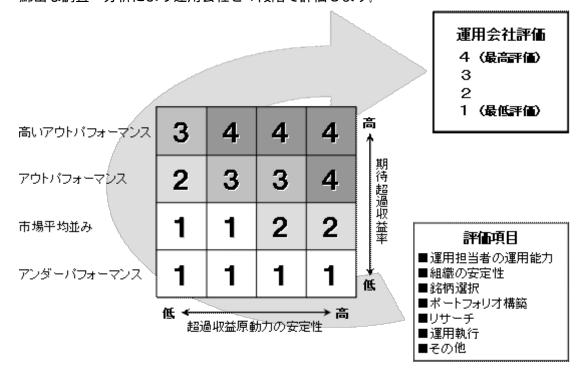
(b) ラッセルの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴1》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけにとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。

ラッセル・インベストメント グループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、外国株式の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。

綿密な調査・分析により運用会社を4段階で評価します。



《特徴2》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。

複数の運用スタイル^(注)に分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマーク(MSCI KOKUSAI(配当込み))を上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。

なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

(注)運用スタイルについて

運用手法あるいは運用方針は、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって複数の運用スタイルに分類されます。代表的な株式の運用スタイルとしては、「グロース型」、「バリュー型」、「マーケット・オリエンテッド型」などがあります。

「グロース(成長)型」

特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。一般的には、一株当たり利益(EPS)の伸び率や自己資本利益率(ROE)の高い銘柄が対象となります。

「バリュー(割安)型」

特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。一般的には、株価収益率(PER)や株価純資産倍率(PBR)などが低い銘柄が対象となります。

「マーケット・オリエンテッド型」

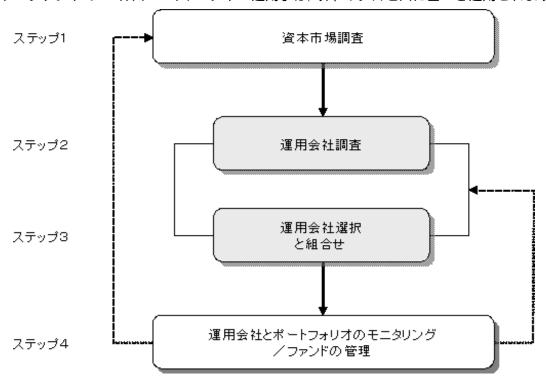
「グロース型」や「バリュー型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

《特徴3》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更 や追加などを行います。

現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

(c)運用のプロセス

「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1:資本市場調査

外国株式の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用 戦略を峻別するなど、海外の株式市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2:運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4 段階で評価を行うことによって、外国株式の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3:運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ4:運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理 運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に 変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行 うことによりファンドの管理を行います。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条ないし第25条に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権
 - 4.約束手形
 - 5. 匿名組合出資持分(1. に該当するものを除きます。)
- (b)次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいれ、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人

債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

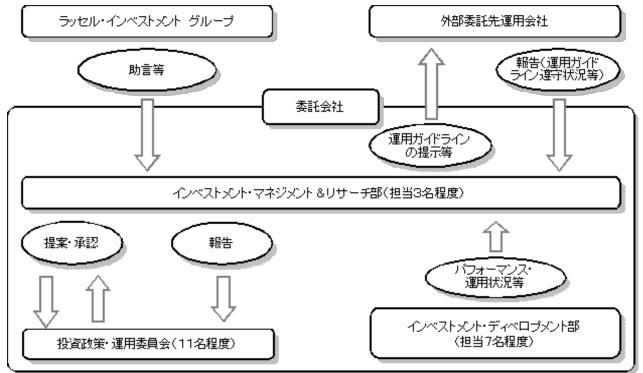
(3)【運用体制】

委託会社では、インベストメント・マネジメント&リサーチ部が所管する、IM&R Tokyo ポリシー&プロシージャー(社内規程)に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。
- ・インベストメント・ディベロプメント部は、当ファンドおよび外部委託先運用会社のパフォーマンス・ 運用状況等の報告をインベストメント・マネジメント&リサーチ部に行います。

(投資政策・運用委員会)

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、インベストメント・マネジメント&リサーチ部 長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する5名の委員と、議決権を有しない準委員で 構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のように当ファンド(マザーファンドを含みます。)の関係法人(販売会社を除く)に対する管理を行います。

· 外部委託先運用会社

委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク

(2)投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築していま す。

・受託会社

インベストメント・オペレーション部 (担当 5 名程度)が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

上記の体制等は平成25年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の決算時(原則として毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1.分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- なお、収益分配金は、原則として無手数料で自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

約款による投資制限

(a)株式への実質投資割合 には制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

- (b)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (c)マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d)投資する株式等の範囲
 - 1.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 - 2.上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

(e)信用取引の指図範囲

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.上記1.の信用取引の指図における当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の 一部を決済するための指図をするものとします。

(f) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- 3.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび 為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、国内および国外において行 われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及 び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定す る店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(g)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび 為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利 とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うこ との指図をすることができます。
- 2.スワップ取引の契約期限は、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4 . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(h)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび 為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2.金利先渡取引および為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては この限りではありません。
- 3.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
- 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(i)有価証券の貸付の指図および範囲

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価 合計額を超えないものとします。
 - 口.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2.上記1.に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(i)公社債の空売りの指図範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.上記1.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付 の一部を決済するための指図をするものとします。

(k)公社債の借入れ

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2 . 上記 1 . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4.上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(1)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(m)外国為替予約取引の指図および範囲

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- 2.上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3.上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(n)資金の借入れ

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

- 当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下の通りです。
 - (a) デリバティブ取引にかかる制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する 内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b) 同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条、同法施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(参考)マザーファンドの投資方針

- (1)マザーファンドの投資態度
 - 1.日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
 - 2.株式等の組入れにあたっては、フル・インベストメントを基本とします。
 - 3.MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとします。
 - 4.外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
 - 5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
 - 6.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。

(2)マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a)次に掲げる特定資産
 - 1.有価証券
 - 2. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、

- 信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限ります。)
- 3.金銭債権
- 4.約束手形
- 5. 匿名組合出資持分(1. に該当するものを除きます。)
- (b)次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社(運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下 において同じ。)は、信託金を主として以下の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で 定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 上記 にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲

- 1.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されてい る株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- 2.上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 4.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- 2 . スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引 が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2 . 金利先渡取引および為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の 時価合計額を超えないものとします。

- 口.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有 する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2 . 上記 1 . に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2 . 上記 1 . の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売 付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2 . 上記 1 . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4. 上記 1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- 2.上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3.上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(4)マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

(5)マザーファンドにおける運用の権限委託

マザーファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用しています。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社はマザーファンドの運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社の変更や追加等をいつでも行うことがあります。また、委託会社は各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります。したがって、マザーファンドがその運用の指図にかかる権限を委託している外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成25年7月18日現在のものと異なることがあります。

平成25年7月18日現在、委託会社は、運用の指図に関する権限を次のものに委託しています。

- (イ)商 号:ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》 委託内容:外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
- (ロ)商 号:エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インク《米国》 委託内容:外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
- (ハ)商 号:サステナブル・グロース・アドバイザーズ・エル・ピー《米国》 委託内容:外国株式を対象としたグロース(成長)型の運用
- (二)商 号:マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》 委託内容:外国株式を対象としたグロース(成長)型の運用
- (ホ)商 号:ハリス・アソシエイツ・エル・ピー《米国》 委託内容:外国株式を対象としたバリュー(割安)型の運用
- (へ)商 号:ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク《米国》

ラッセル・インベストメント株式会社(E12450)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託内容: 1)キャッシュ・エクイタイゼーション(流動資金の株式化) 即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。

- 2)他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。
- 3)他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および 一時的な運用。(トランジション・マネジメント^(注))
- 4)委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用(他の 外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。)。
- (注)マザーファンドで採用するマルチ・マネージャーの運用アプローチでは、委託会 社は運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・ 運用状況等を監視し、外部委託先運用会社を追加、削除または入替え、および各外部 委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります(当ファンド設定後 に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメン ト」といいます。)。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エ クスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の 指図に関する権限の一部をラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクに委託します。なお、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・ インクは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのト レーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多く の場合、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクは自社の当該 部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーと して利用します。ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクは ラッセル・インベストメント グループの各社が世界各国で設定・運用する他の ファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供してい ます。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書の「利害関係人との取引状況等」においてラッセル ・インプリメンテーション・サービシーズ・インクを利害関係人に準ずるものと みなして開示されます。

なお、マザーファンドの最新の外部委託先運用会社については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社 <電話番号> 0120 - 055 - 887(フリーダイヤル) (受付時間は営業日の午前9時~午後5時) <ホームページ> http://www.russell.com/jpin/

3【投資リスク】

(1)リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者(従来の証券会社)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

基準価額の変動リスク

(a)株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、 当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b)株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c)為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d)カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投

資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e)流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の 手当てを行いますが、組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価 格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるもので はありません。

その他の留意点

- (a)当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- (b)当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。 そのため、 マザーファンドを投資対象と する他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドに おいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- (c)市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- (d)取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断 したときは、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換 金申込みの各受付を取消す場合があります。
- (e)法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
- (f)分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買 益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下 落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものでは ありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻 しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上が りが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

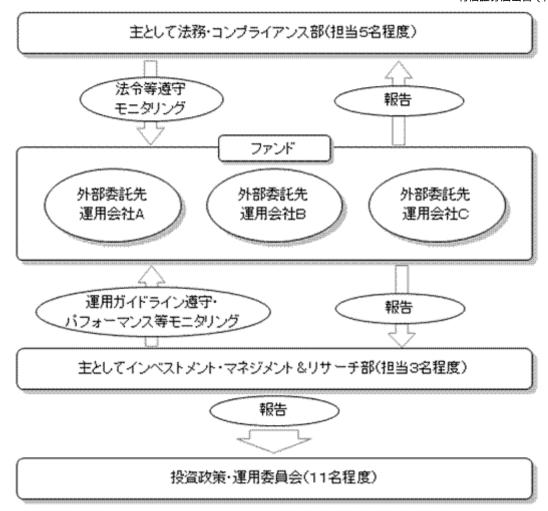
運用に関わるリスクの管理は、 外部委託先運用会社の管理、 ファンド全体の管理の2段階にわたって 行われます。

外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社については、インベストメント・マネジメント&リサーチ部が所管する、IM&
- R Tokyo ポリシー&プロシージャー(社内規程)に基づき、管理しています。 ・委託会社は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の運用ガイド ラインの遵守状況をモニタリングしています。運用ガイドラインは外部委託先運用会社に対する運用 の詳細を定めたもので、ベンチマークや目標リターン、運用スタイルといった運用の性格を記述する とともに、業種別のベンチマーク比乖離の上限、投資可能証券の範囲等を定めています。
- ・外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務が あります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果 がインベストメント・マネジメント&リサーチ部から、投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

ファンド全体の管理

ファンド全体での管理は、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを 通じて行っています。また、同部は定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況の確認をとっていま す。



上記の体制等は平成25年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

- (1)【申込手数料】 申込手数料はありません。
- (2)【換金(解約)手数料】 換金手数料はありません。 また、信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5225%(税抜1.45%)の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社および受託会社への配分は、以下の通りです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------|------------|------------|
| 年率0.9975% | 年率0.4200% | 年率0.1050% |
| (税抜 0.95%) | (税抜 0.40%) | (税抜 0.10%) |

税法が改正された場合等には、消費税等(消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。) 相当額が変更になることがあります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社が受け取る報酬から販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

グループ会社であるラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会

社への報酬額はラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクと当該運用会社との間で別 途定められ、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクが受け取る報酬から支弁する ものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額お よび外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、 当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金 の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示 することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは確定拠出年金法に基づく確定拠出年金向けファンドです。確定拠出年金法に規定する資産 管理機関および国民年金基金連合会等の場合、収益分配金ならびに解約時および償還時の差益について は所得税および地方税がかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されま

確定拠出年金法に規定される税制上の措置の対象外となる場合、課税上の取扱いは次のようになります。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下 の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税(他の株式等 の譲渡損失と通算することができます。) を選択することができます。

換金および償還時

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から申込手数料(税込)を含む取得費を控除 したもの)については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口 座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、換金時および償還時の損失については、上場株式等の譲渡所得および配当所得 (申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)と通算することができます。

| 期間 | 税率 |
|----------------|--------------------------------|
| 平成25年12月31日まで | 10.147% |
| 一半成25年12月31日まで | (所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%) |
| 平成26年1月1日から | 20.315% |
| │平成49年12月31日まで | (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%) |
| 平成50年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日から始まる非課税制度です。NISA をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所 得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はで きません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件 に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および 償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は ありません。

益金不算入制度の適用はありません

| 血並へ并入前及の過用はめりよと10。 | | |
|------------------------------|---------------------------------|--|
| 期間 | 税率 | |
| 平成25年12月31日まで | 7.147%(所得税 7 %および復興特別所得税0.147%) | |
| 平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで | 15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%) | |
| 平成50年1月1日以降 | 15%(所得税15%) | |

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

<収益分配金について>

EDINET提出書類

ラッセル・インベストメント株式会社(E12450)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金(特別分配金)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)となります。

受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金 (特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本 払戻金 (特別分配金)を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

- (注1)上記は平成25年5月末現在の情報です。税法または確定拠出年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
- (注2)税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成25年5月31日現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,463,875,386 | 100.17 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 2,528,545 | 0.17 |
| 合計(純資産総額) | - | 1,461,346,841 | 100.00 |

⁽注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)ラッセル 外国株式マザーファンド

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------------------|----------|----------------|---------|
| | アメリカ | 19,135,568,171 | 49.89 |
| | カナダ | 682,046,441 | 1.78 |
| | ドイツ | 2,018,512,786 | 5.26 |
| | イタリア | 379,251,352 | 0.99 |
| | フランス | 2,218,053,618 | 5.78 |
| | オーストラリア | 442,817,696 | 1.15 |
| | イギリス | 2,704,385,801 | 7.05 |
| | スイス | 3,062,511,625 | 7.98 |
| | バミューダ | 300,388,549 | 0.78 |
| | 香港 | 505,327,018 | 1.32 |
| | シンガポール | 60,607,513 | 0.16 |
| | マレーシア | 49,318,734 | 0.13 |
| | オランダ | 908,800,546 | 2.37 |
| | スペイン | 165,372,345 | 0.43 |
| | ベルギー | 230,001,022 | 0.60 |
| | スウェーデン | 375,223,715 | 0.98 |
| | ノルウェー | 389,741,266 | 1.02 |
| 株式 | オーストリア | 60,862,393 | 0.16 |
| | タイ | 86,660,480 | 0.23 |
| | デンマーク | 448,936,044 | 1.17 |
| | メキシコ | 110,005,081 | 0.29 |
| | ブラジル | 255,586,280 | 0.67 |
| | 韓国 | 99,437,923 | 0.26 |
| | アイルランド | 497,922,490 | 1.30 |
| | インド | 80,761,481 | 0.21 |
| | チェコ | 43,563,960 | 0.11 |
| | イスラエル | 73,430,882 | 0.19 |
| | ロシア | 38,697,434 | 0.10 |
| | 中国 | 220,600,747 | 0.58 |
| | ケイマン島 | 22,492,386 | 0.06 |
| | キュラソー | 351,835,077 | 0.92 |
| | ジャージー | 363,058,765 | 0.95 |
| | ガーンジー | 9,897,528 | 0.03 |
| | 英ヴァージン諸島 | 178,918,144 | 0.47 |
| | 小 計 | 36,570,595,293 | 95.34 |
| | カナダ | 7,806,282 | 0.02 |
| 投資証券 | オーストラリア | 165,648,207 | 0.43 |
| | 小 計 | 173,454,489 | 0.45 |
| 現金・預金・その他の資産 (負債控除後) | - | 1,613,873,836 | 4.21 |
| 合計(純資産総額) | - | 38,357,923,618 | 100.00 |

⁽注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

| | 7 177 0 | | | |
|-------|---------|------|---------|---------|
| 資産の種類 | 買建/売建 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
| ` | | , | | |

| | | アメリカ | 2,610,055,468 | 6.80 |
|----------|----------|---------|---------------|------|
| | | カナダ | 28,665,640 | 0.07 |
| | 買建 | オーストラリア | 12,099,251 | 0.03 |
| 株価指数先物取引 | 貝娃 | イギリス | 51,117,108 | 0.13 |
| | ス | スイス | 25,533,170 | 0.07 |
| | | 香港 | 14,458,739 | 0.04 |
| | 売建 | ドイツ | 2,246,967,374 | 5.86 |

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。 (注2)時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価し ております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 銘柄名 | 種類 | 国/ 地域 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------------------|---------------|----------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ラッセル 外国株式 マザーファンド | 親投資信託 受益証券 | 日本 | 934,965,438 | 1.4212 | 1,328,772,881 | 1.5657 | 1,463,875,386 | 100.17 |

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

| 国内 / 外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---------|-----------|---------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 100.17 |
| | 合計 | 100.17 |

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)ラッセル 外国株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

| | 投資有個証分の主要銘例 | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------|----|-----------|------------------------------------|---------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 順位 | と 銘柄名 - | 種類 | 国/地域 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
| 1 | NESTLE SA-REG | 株式 | スイス | 食品・飲料・ タバコ | 106,067 | 6,828.78 | 724,308,908 | 6,862.72 | 727,909,076 | 1.9 |
| 2 | VISA INC-CLASS A SHARES | 株式 | アメリカ | ソフトウェア ・サービス | 39,708 | 16,414.43 | 651,784,242 | 18,316.61 | 727,316,164 | 1.9 |
| 3 | DANONE | 株式 | フランス | 食品・飲料・ タバコ | 72,181 | 7,285.51 | 525,875,512 | 7,600.89 | 548,640,274 | 1.43 |
| 4 | STATE STREET CORP | 株式 | アメリカ | 各種金融 | 74,305 | 5,796.60 | 430,716,526 | 6,798.28 | 505,146,507 | 1.32 |
| 5 | JPMORGAN CHASE & CO | 株式 | アメリカ | 各種金融 | 85,883 | 4,735.22 | 406,675,242 | 5,627.63 | 483,317,884 | 1.26 |
| 6 | DIAGEO PLC | 株式 | イギリス | 食品・飲料・ タバコ | 154,228 | 3,047.30 | 469,980,033 | 3,045.76 | 469,742,429 | 1.22 |
| 7 | NATIONAL OILWELL VARCO INC | 株式 | アメリカ | エネルギー | 63,219 | 6,514.98 | 411,870,533 | 7,184.79 | 454,215,352 | 1.18 |
| 8 | WALT DISNEY CO/THE | 株式 | アメリカ | メディア | 57,782 | 6,139.60 | 354,758,505 | 6,541.28 | 377,968,645 | 0.99 |
| 9 | SCHLUMBERGER LTD | 株式 | キュラ ソー | エネルギー | 46,482 | 7,239.61 | 336,511,786 | 7,569.27 | 351,835,077 | 0.92 |
| 10 | LINDE AG | 株式 | ドイツ | 素材 | 17,501 | 18,599.76 | 325,514,434 | 19,668.63 | 344,220,833 | 0.9 |
| 11 | ORACLE CORP | 株式 | アメリカ | ソフトウェア ・サービス | 97,717 | 3,287.33 | 321,228,826 | 3,474.52 | 339,519,788 | 0.89 |
| 12 | STARWOOD HOTELS & RESORTS | 株式 | アメリカ | 消費者サービ ス | 47,380 | 6,191.20 | 293,339,254 | 6,974.33 | 330,444,106 | 0.86 |
| 13 | COLGATE-PALMOLIVE CO | 株式 | アメリカ | 家 庭 用 品 ・ パーソナル用 品 | 53,550 | 5,962.03 | 319,266,786 | 6,033.36 | 323,086,610 | 0.84 |
| 14 | CISCO SYSTEMS INC | 株式 | アメリカ | テクノロジー ・ハードウェ アおよび機器 | 125,828 | 2,088.35 | 262,773,558 | 2,465.75 | 310,261,221 | 0.81 |
| 15 | PFIZER INC | 株式 | アメリカ | 医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス | 105,635 | 3,122.41 | 329,836,287 | 2,858.33 | 301,940,217 | 0.79 |
| 16 | JULIUS BAER GROUP LTD | 株式 | スイス | 各種金融 | 74,529 | 3,632.89 | 270,756,217 | 4,015.81 | 299,294,318 | 0.78 |

| | | | | | | | | | | <u> ×دا = اد ۱</u> |
|----|---------------------------------|----|------|------------------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|--------------------|
| 17 | AKZO NOBEL | 株式 | オランダ | 素材 | 45,398 | 6,221.09 | 282,425,064 | 6,590.08 | 299,176,560 | 0.78 |
| 18 | EBAY INC | 株式 | アメリカ | ソフトウェア ・サービス | 53,400 | 5,674.17 | 303,000,912 | 5,575.01 | 297,705,961 | 0.78 |
| 19 | WELLS FARGO & CO | 株式 | アメリカ | 銀行 | 71,250 | 3,708.24 | 264,212,598 | 4,173.67 | 297,374,343 | 0.78 |
| 20 | RECKITT BENCKISER GROUP PLC | 株式 | イギリス | 家 庭 用 品 ・ パーソナル用 品 | 39,940 | 7,171.49 | 286,429,430 | 7,399.50 | 295,536,101 | 0.77 |
| 21 | GOLDMAN SACHS GROUP INC | 株式 | アメリカ | 各種金融 | 17,002 | 14,219.24 | 241,755,650 | 16,628.93 | 282,725,118 | 0.74 |
| 22 | INTEL CORP | 株式 | アメリカ | 半導体・半導 体製造装置 | 113,580 | 2,219.88 | 252,135,015 | 2,449.56 | 278,221,910 | 0.73 |
| 23 | HEINEKEN NV | 株式 | オランダ | 食品・飲料・ タバコ | 38,049 | 7,333.01 | 279,013,971 | 7,219.53 | 274,695,957 | 0.72 |
| 24 | QUALCOMM INC | 株式 | アメリカ | テクノロジー ・ハードウェ アおよび機器 | 42,196 | 6,498.79 | 274,223,001 | 6,493.73 | 274,009,532 | 0.71 |
| 25 | CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A | 株式 | スイス | 耐久消費財・ アパレル | 29,778 | 7,283.82 | 216,897,797 | 9,190.96 | 273,688,570 | 0.71 |
| 26 | FRANKLIN RESOURCES INC | 株式 | アメリカ | 各種金融 | 16,660 | 15,183.07 | 252,949,959 | 16,314.26 | 271,795,624 | 0.71 |
| 27 | HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 株式 | アメリカ | 資本財 | 33,794 | 7,275.87 | 245,880,753 | 8,037.73 | 271,627,358 | 0.71 |
| 28 | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | 株式 | スイス | 医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス | 10,025 | 23,780.89 | 238,403,462 | 25,711.36 | 257,756,464 | 0.67 |
| 29 | APPLE INC | 株式 | アメリカ | テクノロジー ・ハードウェ アおよび機器 | 5,618 | 40,762.38 | 229,003,087 | 45,691.87 | 256,696,960 | 0.67 |
| 30 | CREDIT SUISSE GROUP AG-REG | 株式 | スイス | 各種金融 | 84,672 | 2,653.87 | 224,708,599 | 3,006.02 | 254,526,047 | 0.66 |

投資有価証券種類別および業種別投資比率

| 国内 / 外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|---------|--------|------------------------|---------|
| | | エネルギー | 6.08 |
| | | 素材 | 6.00 |
| | | 資本財 | 6.49 |
| | | 商業・専門サービス | 1.05 |
| | | 運輸 | 2.66 |
| | | 自動車・自動車部品 | 2.69 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 2.43 |
| | | 消費者サービス | 4.26 |
| | | メディア | 3.71 |
| | | 小売 | 2.93 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 1.30 |
| | 株式 | 食品・飲料・タバコ | 9.94 |
| ┃ 外国 | 1/1/10 | 家庭用品・パーソナル用品 | 2.55 |
| | | ヘルスケア機器・サービス | 3.81 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 7.02 |
| | | 銀行 | 4.24 |
| | | 各種金融 | 8.01 |
| | | 保険 | 3.12 |
| | | 不動産 | 0.83 |
| | | ソフトウェア・サービス | 7.76 |
| | | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 3.39 |
| | | 電気通信サービス | 1.70 |
| | | 公益事業 | 1.22 |
| | | 半導体・半導体製造装置 | 2.14 |
| | 投資証券 | | 0.45 |
| | | 合計 | 95.79 |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの (有価証券先物取引等)

| 資産の 種類 | 資産の名称 | 取引所 | 限月 | 買建/ 売建 | 数量 | 帳簿価額 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------------|---------------------------|----------------------------|-------------|-----------|-----|---------------|---------------|-----------------|
| 株価指数 先物取引 | S&P500 EMINI 株価 指数先物取引 | シカゴ商業取引所 | 2013年 6月 | 買建 | 312 | 2,457,205,372 | 2,610,055,468 | 6.80 |
| | DJ EURO STOX 株価 指数先物取引 | ユーレックス・ド イツ金融先物取引 所 | 2013年 6月 | 売建 | 609 | 2,023,176,938 | 2,246,967,374 | 5.86 |
| | FTSE 100 株価指数 先物取引 | ロンドン国際金融 先物オプション取 引所 | 2013年 6月 | 買建 | 5 | 50,607,169 | 51,117,108 | 0.13 |
| | S&P/TSE 60 株価指 数先物取引 | モントリオール取 引所 | 2013年 6月 | 買建 | 2 | 27,768,759 | 28,665,640 | 0.07 |
| | SWISS MKT 株価指 数先物取引 | ユーレックス・ チューリッヒ取引 所 | 2013年 6月 | 買建 | 3 | 24,427,285 | 25,533,170 | 0.07 |
| | HANG SENG 株価指 数先物取引 | 香港先物取引所 | 2013年 6月 | 買建 | 1 | 14,646,429 | 14,458,739 | 0.04 |
| | SPI 200 株価指数 先物取引 | シドニー先物取引 所 | 2013年 6月 | 買建 | 1 | 12,246,147 | 12,099,251 | 0.03 |

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。 (注2)評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評 価しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年5月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の 通りです。

| | | 純資産総額 | 原(百万円) | 1口当たり純 | 資産額(円) |
|----|--------------|-------|--------|--------|--------|
| 期 | 年月日 | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 1期 | (平成18年4月18日) | 24 | 24 | 1.2074 | 1.2074 |
| 2期 | (平成19年4月18日) | 158 | 158 | 1.4530 | 1.4530 |
| 3期 | (平成20年4月18日) | 209 | 209 | 1.1842 | 1.1842 |
| 4期 | (平成21年4月20日) | 180 | 180 | 0.6842 | 0.6842 |
| 5期 | (平成22年4月19日) | 424 | 424 | 0.9422 | 0.9422 |
| 6期 | (平成23年4月18日) | 600 | 600 | 0.9802 | 0.9802 |
| 7期 | (平成24年4月18日) | 819 | 819 | 0.9434 | 0.9434 |
| 8期 | (平成25年4月18日) | 1,308 | 1,308 | 1.2891 | 1.2891 |
| | 平成24年5月末日 | 738 | - | 0.8357 | - |
| | 平成24年6月末日 | 748 | - | 0.8439 | - |
| | 平成24年7月末日 | 795 | - | 0.8829 | - |
| | 平成24年8月末日 | 822 | - | 0.9019 | - |
| | 平成24年9月末日 | 877 | - | 0.9296 | - |
| | 平成24年10月末日 | 902 | - | 0.9438 | - |
| | 平成24年11月末日 | 959 | - | 0.9896 | - |
| | 平成24年12月末日 | 1,013 | - | 1.0621 | - |
| | 平成25年1月末日 | 1,170 | - | 1.1953 | - |
| | 平成25年2月末日 | 1,214 | - | 1.2137 | - |
| | 平成25年3月末日 | 1,290 | - | 1.2635 | - |
| | 平成25年4月末日 | 1,359 | - | 1.3311 | - |
| | 平成25年5月末日 | 1,461 | - | 1.4252 | - |

【分配の推移】

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|----|--------------|
| 1期 | 0.0000 |
| 2期 | 0.0000 |
| 3期 | 0.0000 |
| 4期 | 0.0000 |
| 5期 | 0.0000 |
| 6期 | 0.0000 |
| 7期 | 0.0000 |
| 8期 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期 | 収益率(%) |
|----|--------|
| 1期 | 20.7 |
| 2期 | 20.3 |

| 3期 | 18.5 |
|----|------|
| 4期 | 42.2 |
| 5期 | 37.7 |
| 6期 | 4.0 |
| 7期 | 3.8 |
| 8期 | 36.6 |

- (注1)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。
- (注2)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

(参考情報)

以下は金融商品取引法第15条第2項に規定する目論見書(交付目論見書)に掲載している運用実績の情報です。(平成25年5月31日現在)



■分配の推移

| 決算期 | 2009年4月 | 2010年4月 | 2011年4月 | 2012年4月 | 2013年4月 | 設定来累計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 分配金 | 四 | の円 | 巴 | の円 | 四 | 四 |

※基準価額(税引前分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しています。

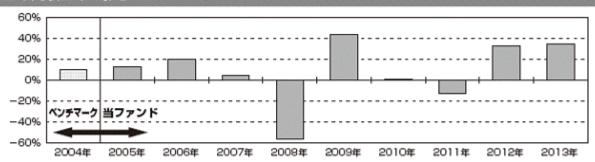
※分配金は1万口当たり、税引前です。

■主要な資産の状況

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 業種 | 国/地域 | 実質組入比率 |
|----|----------------------------|----|-------------|------|--------|
| 1 | NESTLE SA-REG | 株式 | 食品・飲料・タバコ | スイス | 1.9% |
| 2 | VISA INC-CLASS A SHARES | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 1.9% |
| 3 | DANONE | 株式 | 食品・飲料・タバコ | フランス | 1.4% |
| 4 | STATE STREET CORP | 株式 | 各種金融 | アメリカ | 1.3% |
| 5 | JPMORGAN CHASE & CO | 株式 | 各種金融 | アメリカ | 1.3% |
| 6 | DIAGEO PLC | 株式 | 食品・飲料・タバコ | イギリス | 1.2% |
| 7 | NATIONAL OILWELL VARCO INC | 株式 | エネルギー | アメリカ | 1.2% |
| 8 | WALT DISNEY CO/THE | 株式 | メディア | アメリカ | 1.0% |
| 9 | SCHLUMBERGER LTD | 株式 | エネルギー | アメリカ | 0.9% |
| 10 | LINDE AG | 株式 | 素材 | ドイツ | 0.9% |

[※]実質組入比率は、純資産総額に対する比率です。





※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
※2004年まではベンチマークの年間収益率を表示。2005年は当ファンドの設定日(8月31日)から年末までの収益率、2013年は 5月末までの収益率を表示。

当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。 ベンチマークはあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

| 期 | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----|-------------|-------------|
| 1期 | 37,138,102 | 16,822,159 |
| 2期 | 195,517,013 | 106,522,151 |
| 3 期 | 123,431,477 | 55,938,847 |
| 4期 | 142,674,569 | 55,927,382 |
| 5期 | 248,371,817 | 61,374,062 |
| 6期 | 304,791,885 | 143,025,822 |
| 7期 | 461,719,494 | 205,111,548 |
| 8期 | 397,988,867 | 251,522,536 |

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。 (注2)第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

原則として、いつでも取得申込みを行うことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。取得申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、取得申込みを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。

当初申込時には、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」 (以下「別に定める契約」といいます。) を締結していただきます。

販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を当該販売会社に支払います。詳細は 販売会社にお問い合わせ下さい。

申込単位は、1円以上1円単位とします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社 <電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル) (受付時間は営業日の午前9時~午後5時) <ホームページ> http://www.russell.com/jpin/

申込手数料はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

原則として、いつでも換金申込みを行うことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日の場合には、換金申込みの受付は行いません。受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の換金申込みの受付を行わない日を除きます。換金申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社 <電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル) (受付時間は営業日の午前9時~午後5時) <ホームページ> http://www.russell.com/jpin/

当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。

ラッセル・インベストメント株式会社(E12450)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消す場合があります。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱います。

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

換金手数料はありません。

信託財産留保額はありません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| _ | | | | | |
|---|-------------|--------------------------------------|--|--|--|
| | 投資対象 | 評価方法 | | | |
| | マザーファン ド | 原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。 | | | |
| | 株式 | 原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。 | | | |
| | 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。 | | | |

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日(委託会社の営業日)の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称(〔ラッセル〕の「年金外株」)として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社 <電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル) (受付時間は営業日の午前9時~午後5時) <ホームページ> http://www.russell.com/jpin/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、信託期間は無期限です。ただし、後述の「(5)その他 信託契約の終了」による場合、信託 は終了する場合があります。

(4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の終了

1.ファンドの繰上償還条項

次のいずれかの場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し信託を終了させる場合があります。

- (a)信託契約の一部解約により、設定日から1年経過後、純資産総額が10億円を下回ることとなる場合
- (b)信託期間終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- (c)やむを得ない事情が発生したとき
- 2.信託期間の終了(繰上償還)

- (a)上記により信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。
 - イ.委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - 口.委託会社は解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ハ.公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 二.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ホ.信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記八.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、上記八.および二.の規定は適用しません。
- (b)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (c)委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (d)受託会社が辞任した、または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3.上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記1.の信託約款の変更をしません。
- 4. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 5. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から4.までの規定に従います。

反対者の買取請求権

上記 に規定する信託契約の終了または上記 に規定する信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社との協議により決定するものとします。 関係法人との契約の更改等

1.募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2.マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状 況等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

収益分配金請求権

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日(決算日)の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日(償還日)において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対する償還金の支払いを、原則として償還日(当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。)から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成24年4月19日から平成25年4月18日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド(確定拠出年金向け)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第 7 期 平成24年4月18日現在 | 第 8 期 平成25年4月18日現在 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 822,689,191 | 1,313,581,348 |
| 未収入金 | 1,971,540 | 17,210,661 |
| 流動資産合計 | 824,660,731 | 1,330,792,009 |
| 資産合計 | 824,660,731 | 1,330,792,009 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 1,971,540 | 17,210,661 |
| 未払受託者報酬 | 200,559 | 322,616 |
| 未払委託者報酬 | 2,707,470 | 4,355,250 |
| 流動負債合計 | 4,879,569 | 21,888,527 |
| 負債合計 | 4,879,569 | 21,888,527 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 868,922,386 | 1,015,388,717 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 49,141,224 | 293,514,765 |
| (分配準備積立金) | 34,145,413 | 337,536,126 |
| 元本等合計 | 819,781,162 | 1,308,903,482 |
| 純資産合計 | 819,781,162 | 1,308,903,482 |
| 負債純資産合計 | 824,660,731 | 1,330,792,009 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | | <u> </u> |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 第7期 自 平成23年4月19日 至 平成24年4月18日 | 第8期 自 平成24年4月19日 至 平成25年4月18日 |
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 4,313,521 | 356,259,394 |
| 二 営業収益合計 | 4,313,521 | 356,259,394 |
| 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 | | |
| 受託者報酬 | 672,752 | 1,000,803 |
| 委託者報酬 | 9,082,005 | 13,510,628 |
| 営業費用合計 | 9,754,757 | 14,511,431 |
| 営業利益又は営業損失() | 5,441,236 | 341,747,963 |
| 経常利益又は経常損失() | 5,441,236 | 341,747,963 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 5,441,236 | 341,747,963 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() | 15,713,887 | 30,450,036 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 12,136,330 | 49,141,224 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 10,142,402 | 31,358,062 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額 | 10,142,402 | 12,895,149 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額 | - | 18,462,913 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 57,419,947 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額 | 57,419,947 | - |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 49,141,224 | 293,514,765 |
| | | |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| (主女の公司刀当にふる事項にあり) | |
|-------------------|----------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 |
| | 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 |
| | 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に |
| | 基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 第7期 | 第8期 |
|---------------------|-------------------|----------------|
| 区分 | 平成24年4月18日現在 | 平成25年4月18日現在 |
| 1.期首元本額 | 612,314,440円 | 868,922,386円 |
| 期中追加設定元本額 | 461,719,494円 | 397,988,867円 |
| ▏期中一部解約元本額 | 205,111,548円 | 251,522,536円 |
| │2.元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総 | |
| | 額を下回っており、その差額は | |
| | 49,141,224円であります。 | |
| 3.計算期間末日における 受益権の総数 | | 1,015,388,717□ |

| (損益及び剰余金計算書に関する注記) | |
|-------------------------|-------------------------|
| 第7期 | 第8期 |
| 自 平成23年4月19日 | 自 平成24年4月19日 |
| 至 平成24年4月18日 | 至 平成25年4月18日 |
| 分配金の計算過程 | 分配金の計算過程 |
| 平成24年4月18日における解約に伴う当期純利 | 平成25年4月18日における解約に伴う当期純利 |
| 益金額分配後の配当等収益から費用を控除し | 益金額分配後の配当等収益から費用を控除し |

た額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配 後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(10,272,651円)、信託約 款に規定される収益調整金(247,125,291円)及 び分配準備積立金(23,872,762円)より分配対 象収益は281,270,704円(一万口当たり 3,236.99円)でありますが、分配を行っており ません。

た額(19,959,500円)、解約に伴う当期純利益 金額分配後の有価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した額(291,338,427 円)、信託約款に規定される収益調整金 (303,073,976円)及び分配準備積立金 (26,238,199円)より分配対象収益は 640,610,102円(一万口当たり6,309.00円)で ありますが、分配を行っておりません。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信 託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充 当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

| 金融商品の状況に関する乳 | ■項 |
|-------------------------|--|
| 1.金融商品に対する取組方針 | |
| | を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリ スク | 当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資 信託受益証券であります。 |
| | |
| | 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資 信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 |
| | 親投資信託受益証券には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リ |
| | │ スク、流動性リスク、カントリーリスクがあり、当該リスクは結果的│ │ に当ファンドに影響を及ぼします。 |
| | |
| 3.金融商品に係るリスク管理 体制 | │ 当ファンドが主要投資対象とする親投資信託受益証券は、運用を外 │ │ 部に委託しており、親投資信託受益証券が投資対象とする金融商品 │ |
| k4, ih3 | |

づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを

・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、社内規程に基

遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報 告します。

に係るリスク管理体制は次のとおりです。

- ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。
- ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を確認します。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

| <u> </u> | 寺に渕9る事垻 | |
|---------------------------------------|---|-----------------------|
| 区分 | 第 7 期 平成24年4月18日現在 | 第 8 期 平成25年4月18日現在 |
| 1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、原則として計算 期間末日の時価で計上しているため、 その差額はありません。 | 同左 |
| 2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 | 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似しているため、当該帳簿 価額を時価としております。 | 有価証券以外の金融商品 同左 |
| | 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関 する注記)」の「有価証券の評価 基準及び評価方法」に記載してお ります。 | 有価証券 同左 |
| 3.金融商品の時価 等に関する事項 についての補足 説明 | | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

| 区分 | 第 7 期 平成24年4月18日現在 | 第 8 期 平成25年4月18日現在 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
| 親投資信託 受益証券 | 24,521,767 | 330,416,302 |
| 合 計 | 24,521,767 | 330,416,302 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

| 第 7 期 | 第 8 期 |
|--------------|--------------|
| 平成24年4月18日現在 | 平成25年4月18日現在 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第7期 | 第 8 期 |
|--------------|--------------|
| 自 平成23年4月19日 | 自 平成24年4月19日 |
| 至 平成24年4月18日 | 至 平成25年4月18日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(一口当たり情報に関する注記)

| 区分 | 第 7 期 平成24年4月18日現在 | 第 8 期 平成25年4月18日現在 |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 一口当たり純資産額 | 0.9434円 | 1.2891円 |
| (一万口当たり純資産額) | (9,434円) | (12,891円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券 次表の通りです。

(単位:円)

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|----------------------|-------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ラッセル 外国株式 マザーファンド | 929,179,705 | 1,313,581,348 | |
| 合 | 計 | 929,179,705 | 1,313,581,348 | |

- (注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「ラッセル 外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル 外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表 (単位:円)

| | <u>(E : 13 /</u> | |
|----------|---------------------|----------------|
| 区分 | 平成24年4月18日現在 | 平成25年4月18日現在 |
| | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 1,410,161,315 | 904,746,844 |
| コール・ローン | 332,845,158 | 666,993,934 |
| 株式 | 29,351,258,866 | 33,319,669,739 |
| 投資証券 | 47,753,159 | 165,238,855 |
| 派生商品評価勘定 | 260,623,907 | 231,377,353 |
| 未収入金 | 386,832,224 | 339,264,516 |
| 未収配当金 | 30,549,597 | 57,321,859 |
| 未収利息 | 866 | 548 |
| 差入委託証拠金 | 257,815,577 | 309,044,909 |
| 流動資産合計 | 32,077,840,669 | 35,993,658,557 |

| 資産合計 | 32,077,840,669 | 35,993,658,557 |
|-------------|----------------|----------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 268,492,497 | 127,431,266 |
| 未払金 | 417,851,536 | 278,301,670 |
| 未払解約金 | 1,971,540 | 25,505,547 |
| その他未払費用 | 7,006,258 | 6,535,393 |
| 流動負債合計 | 695,321,831 | 437,773,876 |
| 負債合計 | 695,321,831 | 437,773,876 |
| 純資産の部 | | |
| │ 元本等 | | |
| 一 元本 | 30,771,375,216 | 25,151,686,628 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 611,143,622 | 10,404,198,053 |
| 元本等合計 | 31,382,518,838 | 35,555,884,681 |
| 純資産合計 | 31,382,518,838 | 35,555,884,681 |
| 負債純資産合計 | 32,077,840,669 | 35,993,658,557 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準 | 有価証券 及び評価方法

株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価 で評価しています。

金融商品取引所等に上場されている有価証券

時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象 ファンドの計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は開示対象 ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価し ております。

開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場 がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で 評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認 められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計 算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

- 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
 - 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計 値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しな い)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評 価しております。
- 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定 できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理 的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合 理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法

先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に 知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場に よっております。

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に おいて為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている 場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には発表されている先物 相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算し ております。

3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項

3. その他財務諸表作成 ┃ 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 平成24年4月18日 | 現在 | 平成25年4月18日現在 | |
|---------------------------|-----------------|------------------------|-----------------|
| 1.本書における開示対象ファンド | | 1.本書における開示対象ファンド(| の期首における |
| 当該親投資信託の元本額 期中追加設定元本額 | 32,876,525,814円 | 当該親投資信託の元本額 | 30,771,375,216円 |
| 期中追加設定元本額 | 5,422,610,357円 | 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 | 1,725,257,682円 |
| 期中一部解約元本額 | 7,527,760,955円 | 期中一部解約元本額 | 7,344,946,270円 |
| 元本の内訳 | | 元本の内訳 | |
| ラッセル 外国株式ファンド -2 | | ラッセル 外国株式ファンド -2 | |
| (適格機関投資家限定) | 22,903,959,125円 | (適格機関投資家限定) | 18,335,153,216円 |
| ラッセル 外国株式ファンド | | ラッセル 外国株式ファンド | |
| (適格機関投資家限定) | | (適格機関投資家限定) | 2,405,286,793円 |
| ┃ラッセル 外国株式ファンド -4 | A (為替ヘッジあり) | | A (為替ヘッジあり) |
| (適格機関投資家限定) | 699,811,921円 | | 605,154,684円 |
| ラッセル 外国株式ファンド -4 | B (為替ヘッジなし) | ラッセル 外国株式ファンド -4 | B(為替ヘッジなし) 📗 |
| (適格機関投資家限定) | | (適格機関投資家限定) | |
| ┃ ラッセル 外国株式マルチ・マネ- | | ラッセル 外国株式マルチ・マネー | |
| (確定拠出年金向け) | 806,637,113円 | (確定拠出年金向け) | 929,179,705円 |
| ラッセル グローバル・バランス | ・ファンド | ラッセル グローバル・バランス・ | ファンド |
| | 32,821,168円 | 安定型 | 25,264,851円 |
| ラッセル グローバル・バランス: | | ラッセル グローバル・バランス・ | |
| | 266,720,406円 | | 221,601,750円 |
| ラッセル グローバル・バランス : | ・ファンド | ラッセル グローバル・バランス・ | ファンド |
| 成長型 | 182,525,273円 | 成長型 | 159,329,441円 |
| | | | |
| 計 | | 計 | |
| | 30,771,375,216円 | | 25,151,686,628円 |
| 2.本書における開示対象ファント | の計算期間末日におけ | | の計算期間末日におけ |
| る受益権の総数 | | る受益権の総数 | |
| | 30,771,375,216□ | | 25,151,686,628 |
| | | | |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する 取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約 款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2.金融商品の内容及びそのリスク

款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクに晒されております。デリバティブ取引には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替

予約取引が含まれております。 デリバティブ取引は、将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を 図ることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

3.金融商品に係るリ スク管理体制

当ファンドは、運用を外部に委託しており、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。

- ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、社内規程に基づき、外 部委託先運用会社を管理しています。
- ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、 運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。
- ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、外部委託先運用会社の 運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。また、定期的に外部 委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資 政策・運用委員会に報告します。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。
- ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を確認します。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

| 正 分 | 平成24年4月18日現在 | 平成25年4月18日現在 |
|---|---|----------------|
| | 貸借対照表計上額は、原則として開 示対象ファンドの計算期間末日の 時価で計上しているため、その差額 はありません。 | |
| 2.金融商品の時価の算 定方法並びに有価証 券及びデリバティブ 取引に関する事項 | 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 | 外の金融商品 |
| | 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に 関する注記)」の「有価証券の 評価基準及び評価方法」に記載 しております。 | 有価証券 同左 |
| | デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する 注記)」の「取引の時価等に関 する事項」に記載しております。 | デリバティブ取引 同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時が、市場では、市場では、市場では、市場では、市場では、市場では、市場では、市場では | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 (単位:円)

| " | | |
|----|--------------|--------------|
| 区分 | 平成24年4月18日現在 | 平成25年4月18日現在 |
| | | |

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|-------------------|-------------------|
| 株式 | 2,124,706,728 | 3,015,487,004 |
| 投資証券 | 11,903,158 | 8,970,827 |
| 合 計 | 2,136,609,886 | 3,024,457,831 |

(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項

株式関連(平成24年4月18日現在) (単位:円)

| 区分 | 種 類 | 契約額等 | うち1年超 | 時 価 | 評価損益 |
|------|--------------|---------------|-------|---------------|------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買 建 | 1,709,299,247 | | 1,693,962,493 | 15,336,754 |
| | 合 計 | 1,709,299,247 | | 1,693,962,493 | 15,336,754 |

株式関連(平成25年4月18日現在)

| | <u> </u> | <u>口坑江 / </u> | | <u> </u> | |
|-----|----------|---------------|-------|---------------|-------------|
| 区分 | 種 類 | 契約額等 | うち1年超 | 時 価 | 評価損益 |
| 市 | 株価指数先物取引 | | | | |
| 市場取 | 買建 | 2,786,619,204 | | 2,784,582,485 | 2,036,719 |
| 引 | 売 建 | 2,073,868,685 | | 1,968,591,352 | 105,277,333 |
| | 合 計 | 4,860,487,889 | | 4,753,173,837 | 103,240,614 |

(注)1.株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価 しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や 気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(単位・円)

- 2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

| 通貨関連(平成24年4月18日現在) | (単位:円) |
|--------------------|---------------|
| | (= 1// . 🗆) |

| X | 4.5 W.T | +7// +7// | | -+ / | +T/TID \/ |
|-----|------------|----------------|----------|----------------|-------------|
| 分 | 種 類 | 契約額等 | うち1年超 | 時 価 | 評価損益 |
| | 為替予約取引 | | 7 7 1 10 | | |
| | 売 建 | 9,252,213,210 | | 9,009,624,947 | 242,588,263 |
| | メドル | 5,106,372,465 | | 4,967,993,361 | 138,379,104 |
| | 加ドル | 73,816,361 | | 72,803,281 | 1,013,080 |
| | 豪ドル | 317,542,302 | | 304,108,179 | 13,434,123 |
| | 英ポンド | 563,740,115 | | 555,513,348 | 8,226,767 |
| | スイスフラン | 236,502,502 | | 232,150,001 | 4,352,501 |
| | 香港ドル | 26,997,844 | | 26,420,518 | 577,326 |
| | シンガポールドル | 1,035,787 | | 1,035,787 | |
| | イスラエルシュケル | 3,646,089 | | 3,656,311 | 10,222 |
| I | ニュージーランドドル | 2,195,032 | | 2,148,722 | 46,310 |
| 一直 | スウェーデンクローネ | 997,636,426 | | 974,044,974 | 23,591,452 |
| 場 | ノルウェークローネ | 187,218,872 | | 182,859,901 | 4,358,971 |
| 取引 | デンマーククローネ | 25,715,281 | | 25,023,526 | 691,755 |
| 以 | ユーロ | 1,709,794,134 | | 1,661,867,038 | 47,927,096 |
| 外 | | | | | |
| 1 6 | 買 建 | 9,586,463,210 | | 9,351,343,111 | 235,120,099 |
| 取 | 米ドル | 5,127,090,745 | | 4,993,118,971 | 133,971,774 |
| 3 | 加ドル | 599,428,361 | | 583,836,555 | 15,591,806 |
| " | 豪ドル | 550,189,356 | | 529,554,909 | 20,634,447 |
| | 英ポンド | 707,114,121 | | 701,672,145 | 5,441,976 |
| | スイスフラン | 576,931,954 | | 563,991,713 | 12,940,241 |
| | 香港ドル | 167,871,558 | | 163,098,820 | 4,772,738 |
| | シンガポールドル | 64,501,905 | | 63,125,904 | 1,376,001 |
| | イスラエルシュケル | 3,772,057 | | 3,656,311 | 115,746 |
| | ニュージーランドドル | 5,430,565 | | 5,268,168 | 162,397 |
| | スウェーデンクローネ | 1,062,388,415 | | 1,032,759,020 | 29,629,395 |
| | ノルウェークローネ | 95,506,410 | | 94,046,865 | 1,459,545 |
| | デンマーククローネ | 4,185,121 | | 4,187,511 | 2,390 |
| | | 622,052,642 | | 613,026,219 | 9,026,423 |
| | 合 計 | 18,838,676,420 | | 18,360,968,058 | 7,468,164 |

| i | 通貨関連(平成25年4月18日現在) (基 | | (単位:円) | | |
|----|-----------------------|------|--------|----|------|
| 区分 | 種 類 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |

| $\overline{}$ | T | Y | | CIDIT DIDENCIMED |
|---------------|----------|----------------|----------------|--------------------|
| | 為替予約取引 | | | |
| | │売 建 | 4,689,717,908 | 4,789,987,000 | 100,269,092 |
| | │ 米ドル | 1,320,176,647 | 1,337,438,438 | 17,261,791 |
| | ┃ 加ドル | 28,062,000 | 28,542,000 | 480,000 |
| | │ 豪ドル | 28,792,300 | 29,063,800 | 271,500 |
| 1. | 英ポンド | 72,842,822 | 75,489,953 | 2,647,131 |
| 一市 | スイスフラン | 403,643,240 | 415,888,480 | 12,245,240 |
| 場 | 香港ドル | 17,283,000 | 17,640,000 | 357,000 |
| 取 | シンガポールドル | 3,254,990 | 3,245,560 | 9,430 |
| 引引 | タイバーツ | 27,665,379 | 27,584,011 | 81,368 |
| 以 | ユーロ | 2,787,997,530 | 2,855,094,758 | 67,097,228 |
| 外 | | | | |
| り取り | 買建 | 5,332,967,908 | 5,433,942,473 | 100,974,565 |
| | │ 米ドル | 4,252,791,261 | 4,333,482,308 | 80,691,047 |
| '' | 加ドル | 70,218,781 | 70,410,400 | 191,619 |
| | 豪ドル | 61,201,623 | 61,149,200 | 52,423 |
| | 英ポンド | 142,191,088 | 144,530,000 | 2,338,912 |
| | スイスフラン | 53,781,251 | 54,574,000 | 792,749 |
| | 香港ドル | 64,765,420 | 65,028,261 | 262,841 |
| | ユーロ | 688,018,484 | 704,768,304 | 16,749,820 |
| | 合 計 | 10,022,685,816 | 10,223,929,473 | 705,473 |

(注)1. 為替予約の評価方法

(1)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 自 平成23年4月19日 | 自 平成24年4月19日 |
|--------------|--------------|
| 至 平成24年4月18日 | 至 平成25年4月18日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(一口当たり情報に関する注記)

| <u>、 日日にアドロのアの子記)</u> | | |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 区分 | 平成24年4月18日現在 | 平成25年4月18日現在 |
| 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額) | 1.0199円 (10,199円) | 1.4137円 (14,137円) |



附属明細表

第1 有価証券明細表 株式 次表の通りです。

| 通貨 | 。 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | |
|----|------------------------------|---------|--------|--------------|----------|
| | | | 単価 | 金額 | 備 |
| ドル | 3M CO | 20,072 | 105.48 | 2,117,194.56 | |
| | ABBOTT LABORATORIES | 4,427 | 37.28 | 165,038.56 | L |
| | ABBVIE INC | 30,728 | 42.24 | 1,297,950.72 | L |
| | ACCENTURE PLC-CL A | 29,216 | 76.70 | 2,240,867.20 | L |
| | ADT CORP/THE | 14,410 | 43.93 | 633,031.30 | L |
| | AECOM TECHNOLOGY CORP | 13,700 | 28.71 | 393,327.00 | L |
| | AES CORP | 73,700 | 12.64 | 931,568.00 | |
| | ALASKA AIR GROUP INC | 1,800 | 59.84 | 107,712.00 | L |
| | ALLIED WORLD ASSURANCE CO | 5,000 | 92.32 | 461,600.00 | L |
| | ALTERA CORP | 17,100 | 31.95 | 546,345.00 | L |
| | ALTRIA GROUP INC | 5,732 | 35.14 | 201,422.48 | L |
| | AMAZON.COM INC | 4,220 | 267.40 | 1,128,428.00 | |
| | AMDOCS LTD | 2,700 | 34.73 | 93,771.00 | |
| | AMEREN CORPORATION | 1,600 | 34.74 | 55,584.00 | |
| | AMERICAN CAPITAL LTD | 50,800 | 13.89 | 705,612.00 | Г |
| | AMERICAN ELECTRIC POWER | 15,300 | 49.37 | 755,361.00 | Г |
| | AMERICAN EXPRESS CO | 19,612 | 64.13 | 1,257,717.56 | Г |
| | AMERICAN FINANCIAL GROUP INC | 8,000 | 46.92 | 375,360.00 | Г |
| | AMERICAN INTERNATIONAL GROUP | 47,990 | 38.56 | 1,850,494.40 | Г |
| | AMERICAN WATER WORKS CO INC | 15,700 | 41.92 | 658,144.00 | Г |
| | AMERIPRISE FINANCIAL INC | 11,957 | 71.30 | 852,534.10 | Н |
| | AMGEN INC | 15,360 | 109.44 | 1,680,998.40 | H |
| | AMPHENOL CORP-CL A | 14,817 | 72.26 | 1,070,676.42 | Н |
| | ANADARKO PETROLEUM CORP | 9,422 | 79.45 | 748,577.90 | Н |
| | ANHEUSER-BUSCH INBEV SPN ADR | 10,400 | 96.74 | 1,006,096.00 | ┢ |
| | APPLE INC | 6,466 | 402.80 | 2,604,504.80 | ⊢ |
| | | | | | ⊢ |
| | APPLIED MATERIALS INC | 131,100 | 13.04 | 1,709,544.00 | ┝ |
| | ARCOS DORADOS HOLDINGS INC-A | 123,572 | 12.14 | 1,500,164.08 | ⊢ |
| | ARROW ELECTRONICS INC | 7,900 | 37.69 | 297,751.00 | ⊢ |
| | AT&T INC | 12,310 | 37.78 | 465,071.80 | ⊢ |
| | AUTOLIN INC | 11,599 | 36.82 | 427,075.18 | ⊢ |
| | AUTOLIV INC | 10,100 | 67.46 | 681,346.00 | ⊢ |
| | AVNET INC | 10,100 | 32.51 | 328,351.00 | ⊢ |
| | AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD | 15,800 | 41.67 | 658,386.00 | ⊢ |
| | BANK OF NEW YORK MELLON CORP | 59,876 | 27.19 | 1,628,028.44 | ┡ |
| | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B | 5,065 | 105.17 | 532,686.05 | L |
| | BIO-RAD LABORATORIES-A | 460 | 121.45 | 55,867.00 | ┡ |
| | BIOGEN IDEC INC | 4,385 | 204.08 | 894,890.80 | L |
| | BOEING CO | 13,800 | 86.69 | 1,196,322.00 | L |
| | BROCADE COMMUNICATIONS SYS | 61,000 | 5.59 | 340,990.00 | L |
| | CA INC | 14,300 | 24.45 | 349,635.00 | L |
| | CANADIAN NATL RAILWAY CO | 18,940 | 95.07 | 1,800,625.80 | 乚 |
| | CAREFUSION CORP | 22,300 | 34.52 | 769,796.00 | L |
| | CELGENE CORP | 1,740 | 121.34 | 211,131.60 | Ĺ |
| | CERNER CORP | 15,800 | 92.34 | 1,458,972.00 | Ĺ |
| | CF INDUSTRIES HOLDINGS INC | 3,790 | 172.83 | 655,025.70 | |
| | CHARLES RIVER LABORATORIES | 5,500 | 42.15 | 231,825.00 | |
| | CHECK POINT SOFTWARE TECH | 8,011 | 45.50 | 364,500.50 | |
| | CHEVRON CORP | 10,755 | 114.81 | 1,234,781.55 | Г |
| | CISCO SYSTEMS INC | 136,203 | 20.64 | 2,811,229.92 | Г |
| | COCA-COLA CO/THE | 11,056 | 42.55 | 470,432.80 | Г |
| | COCA-COLA ENTERPRISES | 24,600 | 36.51 | 898,146.00 | Т |
| | COLGATE-PALMOLIVE CO | 26,775 | 117.85 | 3,155,433.75 | Г |
| | COMERICA INC | 6,400 | 34.42 | 220,288.00 | H |
| | COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR | 36,210 | 39.34 | 1,424,501.40 | \vdash |
| | COMPUTER SCIENCES CORP | | 44.97 | | \vdash |
| | | 15,800 | | 710,526.00 | \vdash |
| | CONAGRA FOODS INC | 11,090 | 35.33 | 391,809.70 | \vdash |
| | CONCOPHILLIPS | 21,600 | 56.81 | 1,227,096.00 | \vdash |
| | CONSTELLATION BRANDS INC-A | 16,940 | 47.40 | 802,956.00 | \vdash |
| | COOPER TIRE & RUBBER | 7,200 | 23.45 | 168,840.00 | \vdash |
| | CRANE CO | 7,700 | 52.61 | 405,097.00 | \vdash |
| | CREDICORP LTD | 4,595 | 147.00 | 675,465.00 | |

| CVC CAREMARK CORR | 24 400 | 57.21 | 1 270 761 00 | |
|------------------------------|---------|--------|---------------------------------------|----------------------|
| CVS CAREMARK CORP | 24,100 | | , , | |
| DELPHI AUTOMOTIVE PLC | 45,622 | 41.87 | | |
| DELTA AIR LINES INC | 36,300 | 15.53 | 563,739.00 | |
| DELUXE CORP | 18,660 | 39.06 | 728,859.60 | |
| DENTSPLY INTERNATIONAL INC | 20,842 | 41.43 | 863,484.06 | |
| DIRECTV | 18,300 | 54.16 | | |
| DISCOVER FINANCIAL SERVICES | 1,300 | 42.50 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
| | | | · | |
| DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC | 15,839 | 46.93 | | |
| EBAY INC | 53,400 | 56.08 | 2,994,672.00 | |
| EDISON INTERNATIONAL | 5,000 | 51.61 | 258,050.00 | |
| ENERGIZER HOLDINGS INC | 2,200 | 93.31 | 205,282.00 | |
| EOG RESOURCES INC | 6,161 | 114.82 | 707,406.02 | |
| EQUIFAX INC | 12,579 | 58.59 | | |
| EVEREST RE GROUP LTD | 5,470 | 124.44 | · | |
| | | | · | |
| EXELIS INC | 13,000 | 10.36 | | |
| EXPEDIA INC | 600 | 61.76 | | |
| EXXON MOBIL CORP | 21,697 | 86.08 | 1,867,677.76 | |
| FAMILY DOLLAR STORES | 3,500 | 61.40 | 214,900.00 | |
| FASTENAL CO | 34,070 | 47.92 | 1,632,634.40 | |
| FMC CORP | 12,050 | 57.81 | | |
| FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR | | | · | |
| | 5,190 | 122.45 | | $\vdash\vdash\vdash$ |
| FRANKLIN RESOURCES INC | 11,200 | 147.82 | | |
| GENERAL ELECTRIC CO | 23,070 | 22.76 | 525,073.20 | |
| GENERAL MOTORS CO | 21,500 | 29.27 | 629,305.00 |] |
| GILEAD SCIENCES INC | 18,340 | 51.94 | 952,579.60 | |
| GOLDMAN SACHS GROUP INC | 16,002 | | · | |
| GOOGLE INC-CL A | 2,309 | | | - |
| | | | | |
| GRAPHIC PACKAGING HOLDING CO | 29,300 | 7.26 | | |
| HANESBRANDS INC | 3,500 | 46.08 | · | |
| HARLEY-DAVIDSON INC | 4,076 | 51.15 | 208,487.40 | |
| HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC | 34,980 | 22.94 | 802,441.20 | |
| HEWLETT-PACKARD CO | 57,600 | 20.49 | 1,180,224.00 | |
| HOLLYFRONTIER CORP | 15,063 | 46.88 | | |
| HOME DEPOT INC | 4,387 | 72.80 | · · | |
| HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 33,224 | 71.89 | | |
| HUMANA INC | 12,100 | 74.55 | | |
| | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE | 2,200 | 50.63 | · | |
| ICICI BANK LTD-SPON ADR | 17,030 | 42.92 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| ILLINOIS TOOL WORKS | 15,700 | 61.04 | 958,328.00 | |
| INGREDION INC | 10,900 | 72.34 | 788,506.00 | |
| INTEL CORP | 121,015 | 21.94 | 2,655,069.10 | |
| INTERNATIONAL PAPER CO | 6,300 | 46.01 | 289,863.00 | |
| INTL BUSINESS MACHINES CORP | 3,098 | 209.67 | 649,557.66 | |
| INTL FLAVORS & FRAGRANCES | 14,441 | 74.45 | | |
| | | | | |
| INTUIT INC | 11,102 | 63.03 | 699,759.06 | |
| INTUITIVE SURGICAL INC | 3,120 | 507.64 | 1,583,836.80 | |
| ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR | 58,450 | 16.83 | 983,713.50 | |
| JM SMUCKER CO/THE | 3,677 | 101.76 | 374,171.52 |] |
| JOHNSON & JOHNSON | 17,333 | 83.90 | 1,454,238.70 | |
| JPMORGAN CHASE & CO | 86,783 | 46.79 | 4,060,576.57 | |
| KOHLS CORP | 1,500 | 46.97 | 70,455.00 | |
| KRAFT FOODS GROUP INC | | | 670,989.36 | |
| | 13,308 | 50.42 | | |
| KROGER CO | 24,300 | 33.43 | 812,349.00 | \Box |
| LAS VEGAS SANDS CORP | 10,601 | 52.87 | 560,474.87 | |
| LEAR CORP | 2,500 | 51.56 | 128,900.00 |] |
| LENDER PROCESSING SERVICES | 500 | 24.45 | 12,225.00 | |
| LIBERTY GLOBAL INC-A | 5,516 | 73.39 | 404,819.24 | |
| LOWE'S COS INC | 29,090 | 37.59 | 1,093,493.10 | |
| LYONDELLBASELL INDU-CL A | | | | \vdash |
| | 8,700 | 56.10 | 488,070.00 | \vdash |
| MACY'S INC | 40,206 | 43.61 | 1,753,383.66 | \vdash |
| MARATHON OIL CORP | 9,686 | 29.99 | 290,483.14 | |
| MARATHON PETROLEUM CORP | 12,500 | 76.61 | 957,625.00 | |
| MARRIOTT VACATIONS WORLD | 2,500 | 43.76 | 109,400.00 | ╚ |
| MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD | 58,700 | 9.86 | | |
| MASTERCARD INC-CLASS A | 2,420 | 525.76 | | |
| MCDONALD'S CORP | 14,285 | | | \vdash |
| | | 102.54 | 1,464,783.90 | |
| MEDASSETS INC | 6,700 | 18.18 | | \vdash |
| MEDTRONIC INC | 26,341 | 46.35 | | |
| MERCADOLIBRE INC | 11,900 | 92.58 | 1,101,702.00 | |
| | | | | |

| MERCK & CO. INC. | 8,187 | 46.76 | 382,824.12 | |
|------------------------------|---------|--------|--------------|--|
| MICROCHIP TECHNOLOGY INC | 19,241 | 34.93 | | |
| MICROSOFT CORP | 21,396 | | · · | |
| MOHAWK INDUSTRIES INC | 8,003 | 110.81 | | |
| MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A | 31,523 | 29.84 | | |
| MONSANTO CO | 19,670 | 103.79 | , | |
| NATIONAL OILWELL VARCO INC | 60,479 | 64.14 | | |
| NIKE INC -CL B | 8,335 | 60.90 | | |
| NORTHROP GRUMMAN CORP | 10,700 | 70.12 | | |
| NV ENERGY INC | 35,900 | 20.80 | | |
| OCWEN FINANCIAL CORP | 3,800 | 35.22 | · | |
| OMNICOM GROUP | 23,198 | 59.26 | | |
| ORACLE CORP | 100,646 | 32.49 | | |
| PARTNERRE LTD | 1,500 | 91.27 | , , | |
| PDL BIOPHARMA INC | 24,900 | | | |
| PEPSICO INC | 4,456 | 78.85 | | |
| PFIZER INC | 123,404 | 30.87 | | |
| PHILIP MORRIS INTERNATIONAL | 12,527 | 94.04 | | |
| PINNACLE WEST CAPITAL | 100 | 58.36 | | |
| POLARIS INDUSTRIES INC | 8,032 | 84.27 | · | |
| PORTLAND GENERAL ELECTRIC CO | 11,600 | 30.64 | | |
| PRAXAIR INC | 11,420 | 110.23 | | |
| PROCTER & GAMBLE CO | 13,060 | 79.06 | | |
| PULTEGROUP INC | 26,875 | 18.26 | | |
| QUALCOMM INC | 42,523 | 64.23 | · | |
| RED HAT INC | 22,250 | 50.27 | | |
| RESOLUTE FOREST PRODUCTS | 7,800 | 14.37 | , , | |
| ROCKWELL AUTOMATION INC | 2,892 | 83.82 | · · | |
| SAFEWAY INC | 700 | 26.37 | | |
| SALLY BEAUTY HOLDINGS INC | 24,998 | 29.77 | | |
| SAP AG-SPONSORED ADR | 20,970 | 76.88 | · | |
| SBERBANK-SPONSORED ADR | 30,330 | 11.96 | | |
| SCHLUMBERGER LTD | 41,272 | 70.97 | | |
| SHERWIN-WILLIAMS CO/THE | 920 | 170.89 | | |
| SIGNATURE BANK | 9,410 | 77.00 | | |
| SLM CORP | 12,500 | 20.37 | | |
| SOUTHWEST AIRLINES CO | 22,300 | 13.15 | 293,245.00 | |
| ST JUDE MEDICAL INC | 39,925 | 41.81 | 1,669,264.25 | |
| STARBUCKS CORP | 29,290 | 58.18 | | |
| STARWOOD HOTELS & RESORTS | 49,380 | 61.19 | 3,021,562.20 | |
| STATE STREET CORP | 74,305 | 57.29 | 4,256,933.45 | |
| SUNCOR ENERGY INC | 22,300 | 27.26 | | |
| SYMANTEC CORP | 68,446 | 23.78 | 1,627,645.88 | |
| TARGET CORP | 15,885 | 68.76 | 1,092,252.60 | |
| TESORO CORP | 12,500 | 49.14 | 614,250.00 | |
| THERMO FISHER SCIENTIFIC INC | 27,919 | 81.50 | 2,275,398.50 | |
| TIFFANY & CO | 17,600 | 70.36 | 1,238,336.00 | |
| TIME WARNER CABLE | 4,831 | 91.96 | 444,258.76 | |
| TIME WARNER INC | 13,814 | 59.52 | 822,209.28 | |
| TJX COMPANIES INC | 16,900 | 47.31 | 799,539.00 | |
| TYSON FOODS INC-CL A | 37,800 | 23.54 | 889,812.00 | |
| UNITED PARCEL SERVICE-CL B | 21,496 | 82.52 | 1,773,849.92 | |
| UNITED TECHNOLOGIES CORP | 24,539 | 92.85 | 2,278,446.15 | |
| UNITED THERAPEUTICS CORP | 200 | 60.50 | 12,100.00 | |
| UNIVERSAL CORP/VA | 2,600 | 55.05 | 143,130.00 | |
| VALERO ENERGY CORP | 16,800 | 38.24 | 642,432.00 | |
| VERIZON COMMUNICATIONS INC | 4,763 | 49.54 | 235,959.02 | |
| VIACOM INC-CLASS B | 8,173 | 65.53 | 535,576.69 | |
| VISA INC-CLASS A SHARES | 40,778 | 162.23 | 6,615,414.94 | |
| VISTAPRINT NV | 29,139 | 37.27 | 1,086,010.53 | |
| WAL-MART STORES INC | 4,839 | 78.51 | 379,909.89 | |
| WALGREEN CO | 26,840 | 48.55 | 1,303,082.00 | |
| WALT DISNEY CO/THE | 58,189 | 60.68 | 3,530,908.52 | |
| WARNER CHILCOTT PLC-CLASS A | 40,300 | 13.64 | 549,692.00 | |
| WASHINGTON FEDERAL INC | 6,700 | 16.10 | 107,870.00 | |
| WATERS CORP | 12,297 | 89.85 | 1,104,885.45 | |
| WELLS FARGO & CO | 85,690 | 36.56 | | |
| WESTERN DIGITAL CORP | 3,000 | 50.58 | 151,740.00 | |
| XEROX CORP | 29,200 | 8.92 | 260,464.00 | |
| | | | | |

| | | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | | 有価証券届出 | |
|---------|-----------|---|---|----------------|---------------------------------------|---------------|
| | | YUM! BRANDS INC | 22,320 | 66.23 | 1,478,253.60 | Ь— |
| | | | 4,336,109 | | 200,732,075.79 | i i |
| | 米ドル 計 | | <u> </u> | | (19,643,640,936) | \vdash |
| 加ドル | | AGRIUM INC | 7,900 | 93.38 | 737,702.00 | |
| | | BANK OF MONTREAL | 10,300 | 62.96 | 648,488.00 | - |
| | | CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE | 12,900 | 77.36 | 997,944.00 | |
| | | CI FINANCIAL CORP | 3,800 | 28.15 | 106,970.00 | igsquare |
| | | DOLLARAMA INC | 900 | 72.07 | 64,863.00 | |
| | | EMPIRE CO LTD 'A' | 1,300 | 65.73 | 85,449.00 | |
| | | IGM FINANCIAL INC | 4,400 | 43.32 | 190,608.00 | |
| | | MAGNA INTERNATIONAL INC | 16,200 | 58.01 | 939,762.00 | |
| | | PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP | 3,200 | 19.55 | 62,560.00 | |
| | | ROGERS COMMUNICATIONS INC-B | 8,000 | 51.39 | 411,120.00 | |
| | | ROYAL BANK OF CANADA | 6,768 | 61.38 | 415,419.84 | |
| | | TORONTO-DOMINION BANK | 2,555 | 80.84 | 206,546.20 | |
| | | | 78,223 | | 4,867,432.04 | |
| | 加ドル 計 | | | | (463,963,622) | |
| 豪ドル | | AMCOR LIMITED | 68,360 | 9.35 | 639,166.00 | |
| | | AUST AND NZ BANKING GROUP | 6,965 | 29.09 | 202,611.85 | |
| | | BHP BILLITON LTD | 23,498 | 32.06 | 753,345.88 | |
| | | COCA-COLA AMATIL LTD | 104,172 | 14.43 | 1,503,201.96 | |
| | | COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL | 4,441 | 69.29 | 307,716.89 | _ |
| | | CSL LTD | 3,000 | 60.36 | 181,080.00 | |
| | | FLIGHT CENTRE LTD | 10,000 | 36.00 | 360,000.00 | |
| | | LEND LEASE GROUP | 15,795 | 10.52 | 166,163.40 | _ |
| | | QANTAS AIRWAYS LTD | 134,288 | 1.79 | | |
| | | TELSTRA CORP LTD | 18,000 | 4.82 | 86,760.00 | |
| | | WESTPAC BANKING CORP | 7,297 | 31.82 | 232,190.54 | _ |
| | | | 395,816 | | 4,671,940.60 | |
| | 豪ドル 計 | | 000,010 | | (470,604,576) | i |
| 英ポンド | 30(177 H) | ABERDEEN ASSET MGMT PLC | 109,890 | 4.07 | 447,032.52 | |
| 7(3)2 1 | | ARM HOLDINGS PLC | 78,050 | 8.68 | 677,474.00 | |
| | | ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC | 15,330 | 18.21 | 279,159.30 | - |
| | | ASTRAZENECA PLC | 9,949 | 32.98 | 328,068.27 | |
| | | BAE SYSTEMS PLC | 142,343 | 3.76 | 535,352.02 | |
| | | BARCLAYS PLC | 35,799 | 2.90 | 103,924.49 | |
| | | BARRATT DEVELOPMENTS PLC | 67,425 | 2.83 | | |
| | | BG GROUP PLC | 9,561 | 10.38 | 99,195.37 | $\overline{}$ |
| | | BP PLC | 48,076 | 4.41 | 211,870.93 | |
| | | | 1 | 35.38 | | |
| | | BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC | 5,607 | | | |
| | | BRITISH SKY BROADCASTING GRO | 56,341 | 8.33 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | _ |
| | | BURBERRY GROUP PLC | 26,178 | 12.89 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | | COMPASS GROUP PLC | 101,961 | 8.28 | · | |
| | | CRODA INTERNATIONAL PLC | 17,460 | 25.60 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | _ |
| | | DIAGEO PLC | 145,176 | 19.75 | | _ |
| | | DRAGON OIL PLC | 29,574 | 5.83 | | |
| | | GLAXOSMITHKLINE PLC | 14,378 | 16.07 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | _ |
| | | HALFORDS GROUP PLC | 20,576 | 3.32 | 68,271.16 | _ |
| | | HOME RETAIL GROUP | 80,666 | 1.54 | 124,064.30 | _ |
| | | IMI PLC | 36,000 | 11.93 | 429,480.00 | _ |
| | | MEGGITT PLC | 100,240 | 4.70 | 470,827.28 | _ |
| | | NEXT PLC | 1,840 | 43.11 | 79,322.40 | - |
| | | PACE PLC | 30,900 | 2.36 | · · | _ |
| | | QINETIQ GROUP PLC | 41,200 | 1.85 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | | RECKITT BENCKISER GROUP PLC | 39,940 | 46.55 | | _ |
| | | ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS | 6,197 | 21.47 | 133,049.59 | _ |
| | | STANDARD CHARTERED PLC | 59,524 | 16.09 | 957,741.16 | |
| | | TALKTALK TELECOM GROUP | 27,500 | 2.61 | 71,885.00 | |
| | | TAYLOR WIMPEY PLC | 569,410 | 0.89 | 504,497.26 | |
| | | TUI TRAVEL PLC | 99,711 | 3.03 | 302,523.17 | \bot |
| | | VODAFONE GROUP PLC | 700,019 | 1.89 | 1,324,785.95 | |
| | | WH SMITH PLC | 10,353 | 7.52 | 77,854.56 | _ |
| | | WILLIAM HILL PLC | 249,471 | 3.90 | 972,687.42 | + |
| | | WPP PLC | 86,366 | 10.27 | 886,978.82 | _ |
| | | · | 3,073,011 | | 16,850,863.97 | _ |
| | 英ポンド 計 | | -,5.5,511 | | (2,513,137,852) | |
| スイスフラン | | ACTELION LTD-REG | 13,517 | 52.55 | 710,318.35 | |
| | | ADECCO SA-REG | 42,297 | 47.77 | 2,020,527.69 | _ |
| | | | , | | | |
| | | CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A | 31 978 | 68 55 1 | 2 192 NG1 QN | 1 |
| | | CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A CREDIT SUISSE GROUP-REG | 31,978 88,904 | 68.55 25.74 | <u> </u> | _ |

| 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券) |
|------------------------|
|------------------------|

| | | | | <u>有価証券届出</u> | <u> 書し</u> |
|----------------------|------------------------------|-----------|--|---------------------------------------|------------------------|
| | GIVAUDAN-REG | 630 | 1,119.00 | 704,970.00 | ш |
| | HOLCIM LTD-REG | 15,872 | 70.55 | 1,119,769.60 | |
| | JULIUS BAER GROUP LTD | 74,629 | 34.21 | 2,553,058.09 | |
| | KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG | 18,884 | 103.40 | 1,952,605.60 | \Box |
| | | | | | |
| | NESTLE SA-REG | 109,515 | | 7,041,814.50 | $\vdash \vdash \vdash$ |
| | NOVARTIS AG-REG | 14,991 | 66.50 | 996,901.50 | oxdot |
| | OC OERLIKON CORP AG-REG | 3,700 | 10.10 | 37,370.00 | ш |
| | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | 10,375 | 224.20 | 2,326,075.00 | i I |
| | SONOVA HOLDING AG-REG | 5,264 | 103.80 | 546,403.20 | |
| | SWISS LIFE HOLDING AG-REG | 2,638 | 137.30 | 362,197.40 | |
| | SWISS RE AG | 20,381 | 69.70 | 1,420,555.70 | - |
| | | | | · ' | |
| | UBS AG-REG | 58,624 | 14.50 | 850,048.00 | $\vdash \vdash \vdash$ |
| | | 512,199 | | 27,123,095.49 | i I |
| スイスフラン 計 | | | | (2,846,026,409) | ш |
| ┃香港ドル | AIA GROUP LTD | 187,800 | 32.40 | 6,084,720.00 | |
| | CHEUNG KONG HOLDINGS LTD | 23,000 | 113.70 | 2,615,100.00 | i I |
| | GREAT WALL MOTOR COMPANY-H | 151,500 | 28.40 | 4,302,600.00 | |
| | HENDERSON LAND DVLP CO LTD | 64,000 | | | |
| | | | 1 | | - |
| | HYSAN DEVELOPMENT CO | 33,000 | 37.60 | 1,240,800.00 | $\vdash\vdash\vdash$ |
| | MELCO INTERNATIONAL DEVELOP. | 377,000 | 13.40 | 5,051,800.00 | Щ |
| | MGM CHINA HOLDINGS LTD | 112,400 | 16.50 | 1,854,600.00 | لـــــا |
| | SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H | 1,358,160 | 6.65 | 9,031,764.00 |] |
| | SUN HUNG KAI PROPERTIES | 55,000 | 1 | 5,945,500.00 | \Box |
| | WHEELOCK & CO LTD | 59,000 | 41.75 | 2,463,250.00 | \Box |
| | | 2,420,860 | | 42,148,534.00 | \square |
| 未洪 ビョーュ | | 2,420,000 | | (531,493,013) | |
| <u>香港ドル 計</u> | | 20, 202 | 4.04 | | $\vdash\vdash\vdash$ |
| シンガポールドル | COMFORTDELGRO CORP LTD | 20,000 | 1.91 | 38,200.00 | $\vdash\vdash\vdash$ |
| | NOBLE GROUP LTD | 18,000 | | | Щ |
| | SINGAPORE AIRLINES LTD | 1,000 | 10.76 | 10,760.00 | ш |
| | UOL GROUP LTD | 44,000 | 6.97 | 306,680.00 | i I |
| | | 83,000 | | 376,250.00 | |
| シンガポールドル 計 | | | | (29,787,712) | i I |
| マレーシアリンギット | SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD | 364,400 | 3.08 | 1,122,352.00 | \Box |
| | SALONANENOANA LETROELOW BID | | 3.00 | | |
| フェーン・フロン・ギ … し 軸 | | 364,400 | | 1,122,352.00 | i I |
| マレーシアリンギット 計 | | | | (36,139,734) | $\vdash \vdash \vdash$ |
| スウェーデンクローネ | ELEKTA AB-B SHS | 76,730 | 98.25 | | |
| | SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS | 91,799 | 158.10 | 14,513,421.90 | |
| | SWEDBANK AB - A SHARES | 35,280 | 143.40 | 5,059,152.00 | i I |
| | | 203,809 | | 27,111,296.40 | |
| スウェーデンクローネ 計 | | | i l | (406,669,446) | i i |
| | DNB ASA | 55,860 | 83.30 | | |
| / // / = / | DNO INTERNATIONAL ASA | 85,731 | 9.25 | 793,011.75 | - |
| | | | | | |
| | FRED OLSEN ENERGY ASA | 9,984 | 235.30 | 2,349,235.20 | $\vdash \vdash \vdash$ |
| 1 | STATOIL ASA | 40,125 | 132.90 | 5,332,612.50 | ш |
| | TELENOR ASA | 31,800 | 126.40 | 4,019,520.00 | |
| | YARA INTERNATIONAL ASA | 8,439 | 256.80 | 2,167,135.20 | |
| | | 231,939 | | 19,314,652.65 | \Box |
| ノルウェークローネ 計 | | ,,,,,, | | (325,451,897) | |
| ノルウェークローネ 計 タイバーツ | JASMINE INTL PCL-FOREIGN | 3,791,600 | 6.75 | 25,593,300.00 | \sqcap |
| [' ' ' | O. C. THE THE POET ORETON | 3,791,600 | 0.70 | 25,593,300.00 | $\vdash\vdash$ |
| カイバー い =1 | | 3,791,000 | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
| タイバーツ 計 デンマーククローネ | AD MOELLED MASSON A /O : | | 00, 400, 55 | (87,017,220) | |
| エンマーククローネ | | | 38,400.00 | 729,600.00 | igwdown |
| | AP MOELLER-MAERSK A/S-B | 50 | 39,960.00 | 1,998,000.00 | ш |
| | CARLSBERG AS-B | 9,276 | 545.00 | 5,055,420.00 | |
| | GN STORE NORD A/S | 21,141 | 107.80 | 2,278,999.80 | ╚ |
| 1 | NOVO NORDISK A/S-B | 9,286 | 950.00 | 8,821,700.00 | |
| | NOVOZYMES A/S-B SHARES | 32,747 | 203.00 | 6,647,641.00 | \Box |
| | | 72,519 | | 25,531,360.80 | \square |
| デンマーカカローラ 計 | | 12,319 | | (436,841,583) | |
| デンマーククローネ 計 | CAMCING ELECTRONICS CO. LTD | 74.4 | 15 100 00 | | |
| 韓国ウォン | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | | 15,180.00 | 10,838,520.00 | |
| | | 714 | | 10,838,520.00 | |
| 韓国ウォン 計 | | | | (94,620,279) | Щ |
| チェココルナ | KOMERCNI BANKA AS | 2,200 | 3,517.00 | 7,737,400.00 | |
| | | 2,200 | | 7,737,400.00 | |
| チェココルナ 計 | | | | (38,145,382) | |
| ユーロ | AAREAL BANK AG | 1,680 | 16.52 | 27,753.60 | \Box |
| | ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV | 3,530 | 17.47 | 61,669.10 | \square |
| 1 | AEGON NV | 2,328 | 1 | | - |
| | I MI COUNTY | 2.328 | 4.53 | 10,541.18 | , I |
| | | | | | - |
| | AGEAS | 16,022 | 25.28 | 405,036.16 | |
| | | | | | |

| ALD LIGHTED OF | 4 770 | 00.70 | 日岡証力油 | |
|-------------------------------------|-----------|--------|--------------|----------|
| AIR LIQUIDE SA | 4,778 | 90.70 | | |
| AKZO NOBEL | 41,473 | 47.04 | 1,950,682.55 | |
| ALLIANZ SE-REG | 13,600 | 104.30 | 1,418,480.00 | |
| ANDRITZ AG | 9,898 | 48.93 | 484,259.65 | |
| ANHEUSER-BUSCH INBEV NV | 2,344 | 74.32 | | |
| | | | | |
| AURUBIS AG | 786 | 46.96 | | |
| BANCO POPOLARE SCARL | 122,069 | 0.96 | 116,820.03 | |
| BANCO SANTANDER SA | 216,348 | 5.15 | | |
| | | | | |
| BANCO SANTANDER SA-RTS | 216,348 | 0.15 | | |
| BARCO N.V. | 680 | 61.93 | 42,112.40 | |
| BAYER AG-REG | 21,378 | 77.58 | 1,658,505.24 | |
| BEIERSDORF AG | 1,085 | 68.02 | | |
| | | | | |
| BNP PARIBAS | 38,157 | 38.30 | 1,461,222.31 | |
| BRENNTAG AG | 8,557 | 122.60 | 1,049,088.20 | |
| CONTINENTAL AG | 400 | 82.90 | 33,160.00 | |
| DAIMLER AG | 37,100 | 38.73 | | |
| | | | | |
| DANIELI & CO-RSP | 3,690 | 11.97 | 44,169.30 | |
| DANONE | 71,641 | 55.12 | 3,948,851.92 | İ |
| DASSAULT SYSTEMES SA | 3,270 | 86.78 | | |
| | | | | |
| DELHATZE GROUP | 1,500 | 42.06 | | |
| DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED | 8,854 | 30.23 | 267,612.15 | |
| DEUTSCHE BOERSE AG | 9,702 | 45.53 | 441,683.55 | |
| | | | | |
| DEUTSCHE LUFTHANSA-REG | 49,407 | 14.34 | · | |
| DEUTSCHE TELEKOM AG | 9,867 | 8.63 | 85,181.81 | |
| DUERR AG | 1,742 | 82.22 | 143,227.24 | |
| DURO FELGUERA SA | 16,700 | 5.34 | · | |
| | | | · | \vdash |
| ENDESA SA | 10,756 | 16.21 | | |
| ERSTE GROUP BANK AG | 18,087 | 23.50 | 424,954.06 | İ |
| FIAT INDUSTRIAL | 165,600 | 8.21 | 1,358,748.00 | |
| FREENET AG | | | | |
| | 17,369 | 18.48 | | |
| FRESENIUS MEDICAL CARE AG & | 8,613 | 53.56 | 461,312.28 | |
| FRESENIUS SE & CO KGAA | 4,330 | 95.15 | 411,999.50 | |
| GAS NATURAL SDG SA | 4,100 | 14.45 | | |
| | | | · | - |
| GDF SUEZ - STRIP VVPR | 7,056 | 0.00 | 7.05 | |
| GRIFOLS SA | 14,650 | 27.93 | 409,101.25 | |
| GSW IMMOBILIEN AG | 14,800 | 28.87 | 427,276.00 | |
| HEINEKEN NV | 38,049 | | | |
| | | 55.57 | | |
| HUHTAMAKI OYJ | 1,552 | 15.15 | 23,512.80 | |
| ING GROEP NV-CVA | 60,674 | 5.85 | 354,760.87 | İ |
| KERRY GROUP PLC-A | 11,753 | 42.65 | 501,265.45 | |
| | | | | |
| KONINKLIJKE AHOLD NV | 58,521 | 11.83 | | |
| KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRON | 410 | 21.88 | 8,968.75 | |
| LEGRAND SA | 30,273 | 32.97 | 998,100.81 | |
| LINDE AG | 17,501 | 140.95 | | |
| | | | , , | — |
| LOTTOMATICA GROUP SPA | 16,880 | 18.11 | 305,696.80 | |
| LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SA | 11,329 | 121.75 | 1,379,305.75 | |
| MERCK KGAA | 10,960 | 116.80 | 1,280,128.00 | |
| | | | | |
| MICHELIN (CGDE) | 2,510 | 59.84 | 150,198.40 | |
| PERNOD-RICARD SA | 10,616 | 92.80 | 985,164.80 | |
| PLASTIC OMNIUM | 1,698 | 32.11 | 54,522.78 | |
| PPR | 7,680 | 163.70 | | |
| | | | | |
| PUBLICIS GROUPE | 19,500 | 50.15 | 977,925.00 | |
| RALLYE SA | 1,504 | 29.19 | 43,894.24 | |
| RED ELECTRICA CORPORACION SA | 6,612 | 37.21 | 245,999.46 | |
| | | | | |
| REED ELSEVIER NV | 49,600 | 12.74 | 631,904.00 | \vdash |
| RENAULT SA | 179 | 45.22 | 8,093.48 | |
| REPSOL SA | 850 | 16.08 | 13,668.00 | |
| ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS | 10,585 | 24.46 | 258,909.10 | |
| | | | | |
| SAIPEM SPA | 23,509 | 20.54 | 482,874.86 | |
| SANOFI | 3,326 | 79.68 | 265,015.68 | |
| SAP AG | 8,300 | 58.88 | 488,704.00 | |
| SCHNEIDER ELECTRIC SA | | 52.91 | | |
| | 19,864 | | 1,051,004.24 | |
| SMURFIT KAPPA GROUP PLC | 82,431 | 12.00 | 989,172.00 | |
| SOLVAY SA | 358 | 98.58 | 35,291.64 | |
| TELECOM ITALIA SPA | 486,040 | 0.60 | 289,193.80 | |
| | | | | |
| TELECOM ITALIA-RSP | COX (1771 | 0.52 | 171,390.97 | 1 |
| TELEPERFORMANCE | 328,021 | | | - |
| TELEFERFURWANGE | 4,763 | 31.76 | 151,272.88 | |
| | 4,763 | 31.76 | 151,272.88 | |
| TOTAL SA UBISOFT ENTERTAINMENT | | | | |

| | | | | | <u> </u> |
|-------|------------------|------------|-------|------------------|----------|
| | VALEO SA | 5,468 | 39.10 | 213,798.80 | |
| | ZODIAC AEROSPACE | 5,990 | 92.17 | 552,098.30 | |
| 1 | | 2,569,527 | | 42,299,365.67 | |
| 그-口 計 | | | | (5,396,130,078) | |
| | | 18,135,926 | | 33,319,669,739 | |
| 合 計 | | | | (33,319,669,739) | |

株式以外の有価証券次表のとおりです。

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------|-------|----------------------|------------|---------------|----|
| 投資証券 | 加ドル | RIOCAN REAL ESTATE | 2,900.00 | 80,823.00 | |
| | | | 2,900.00 | 80,823.00 | |
| | 加ドル 計 | | | (7,704,048) | |
| | 豪ドル | CFS RETAIL PROPERTY | 260,627.00 | 573,379.40 | |
| | | GPT GROUP | 176,218.00 | 717,207.26 | |
| | | DEXUS PROPERTY GROUP | 235,642.00 | 273,344.72 | |
| | | | 672,487.00 | 1,563,931.38 | |
| | 豪ドル 計 | | | (157,534,807) | |
| | | | | 165,238,855 | |
| 投資証券 計 | | | | (165,238,855) | |
| | | | | 165,238,855 | |
| 合 計 | | | | (165,238,855) | |

有価証券明細表注記

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘 柄 数 | 組入株式 時価比率 | 組入株式以外 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|---------------------|--------------|----------------|----------------|
| 米ドル | 株式 201銘柄 | 100.0% | | 58.7% |
| 加ドル | 株式 12銘柄 投資証券 1銘柄 | 98.4% | 1.6% | 1.4% 0.0% |
| 豪ドル | 株式 11銘柄 投資証券 3銘柄 | 74.9% | 25.1% | 1.4% 0.5% |
| 英ポンド | 株式 34銘柄 | 100.0% | | 7.5% |
| スイスフラン | 株式 16銘柄 | 100.0% | | 8.5% |
| 香港ドル | 株式 10銘柄 | 100.0% | | 1.6% |
| シンガポールドル | 株式 4銘柄 | 100.0% | | 0.1% |
| マレーシアリンギット | 株式 1銘柄 | 100.0% | | 0.1% |
| スウェーデンクローネ | 株式 3銘柄 | 100.0% | | 1.2% |
| ノルウェークローネ | 株式 6銘柄 | 100.0% | | 1.0% |
| タイバーツ | 株式 1銘柄 | 100.0% | | 0.2% |
| デンマーククローネ | 株式 6銘柄 | 100.0% | | 1.3% |
| 韓国ウォン | 株式 1銘柄 | 100.0% | | 0.3% |
| チェココルナ | 株式 1銘柄 | 100.0% | | 0.1% |
| ユーロ | 株式 76銘柄 | 100.0% | | 16.1% |

4.通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下は平成25年5月31日現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

| 資産総額 | 1,472,036,438 円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 10,689,597 円 |
| 純資産総額(-) | 1,461,346,841 円 |
| 】 発行済口数 | 1,025,366,490 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.4252 円 |

(参考)ラッセル 外国株式マザーファンドの現況

以下は平成25年5月31日現在のマザーファンドの現況です。

純資産額計算書

| 資産総額 | | | 39,491,046,728 円 |
|---------------|---|---|--------------------|
| | | | 33,731,070,720] |
| 負債総額 | | | 1,133,123,110 円 |
| | | | |
| │ 純資産総額(-) | | | 38,357,923,618 円 |
| | | | |
| l 発行済口数 | | | 24,498,815,576 🛘 |
| | , | ` | |
| 1口当たり純資産額(| / |) | 1.5657 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

EDINET提出書類

ラッセル・インベストメント株式会社(E12450)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成25年5月末現在の委託会社の資本金の額:1,609.5百万円

委託会社が発行する株式総数:40,000株

発行済株式総数:34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成20年8月に204.5百万円増資 平成20年9月に150百万円増資

(2)会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守体制を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス 委員会を置きます。

投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用(運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせて行う運用)の場合は、インベストメント・マネジメント&リサーチ部がラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、インベストメント・マネジメント&リサーチ部およびインベストメント・ディベロプメント部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼 C E O、インベストメント・マネジメント & リサーチ部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する 5 名の委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン 遵守状況(外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況を含みます。)等について、インベストメント ・マネジメント&リサーチ部、インベストメント・ディベロプメント部および法務・コンプライアンス 部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は平成25年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

平成25年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託(親投資信託は除きます。)は以下の通りです。

| 種 類 | 本 数 | 純資産総額 |
|------------|-----|------------------|
| 追加型株式投資信託 | 34本 | 222,244,354,874円 |
| 単位型株式投資信託 | 0本 | 0円 |
| 追加型公社債投資信託 | 0本 | 0円 |
| 単位型公社債投資信託 | 0本 | 0円 |
| 合 計 | 34本 | 222,244,354,874円 |

3【委託会社等の経理状況】

未払委託調査費

未払委託計算費

その他未払金

未払金合計

未払消費税等

未払費用

- 1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

| | | 第14期 (平成23年12月31日現在) | 第15期 (平成24年12月31日現在) |
|------------------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | 1 | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 609,911 | 630,117 |
| 前払費用 | | 38,278 | 38,755 |
| 未収入金 | 2 | 77,173 | 2,789 |
| 未収委託者報酬 | | 324,474 | 212,448 |
| 未収運用受託報酬 | | 501,657 | 620,410 |
| 未収コンサルティング報酬 | | 84,842 | 96,310 |
| 未収利息 | | 6,370 | 2,189 |
| 短期貸付金 | 2 | - | 500,000 |
| その他流動資産 | | 14,512 | 12,494 |
| 流動資産合計 | | 1,657,221 | 2,115,515 |
| 固定資 <u>産</u> 有形固定資産 | | | |
| 建物付属設備 | | 154,566 | 138,133 |
| 器具備品 | | 104,162 | 85,853 |
| 有形固定資産合計 | 1 | 258,729 | 223,987 |
| | ı | 250,729 | 223,307 |
| 無形固定資産 | | 44.000 | 44,400 |
| ソフトウェア | | 14,008 | 11,102 |
| 無形固定資産合計 | | 14,008 | 11,102 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 823 | - |
| 長期差入保証金 | | 195,933 | 190,333 |
| 長期貸付金 | 2 | 1,680,000 | 466,000 |
| 投資その他の資産合計 | | 1,876,756 | 656,333 |
| 固定資産合計 | | 2,149,494 | 891,424 |
| 資産合計 | | 3,806,716 | 3,006,939 |
| | | | (単位:千円) |
| | | 第14期 | 第15期 |
| | | (平成23年12月31日現在) | (平成24年12月31日現在) |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 預り金 | | 19,869 | 17,934 |
| 未払金 未払手数料 | | 110,503 | 3 70,087 |
| | | | · · |

247,133

121,857

484,714

41,799

45,741

5,220

282,716

306,630

664,887 39,817

24,128

5,452

資信託受益証券)

| | | 有価証券届出書(内国投資 |
|--------------|-----------|--------------|
| 未払法人税等 | 6,526 | 4,795 |
| 前受金 | 83,737 | 70,743 |
| 賞与引当金 | 265,242 | 277,031 |
| リース債務 | 6,278 | 7,019 |
| その他流動負債 | 50 | - |
| 流動負債合計 | 953,960 | 1,106,357 |
| 固定負債 | | |
| 資産除去債務 | 59,434 | 60,263 |
| 長期未払金 | 555,657 | 596,835 |
| 長期リース債務 | 9,102 | 4,276 |
| 長期未払費用 | 335,053 | 290,896 |
| 固定負債合計 | 959,247 | 952,273 |
| 負債合計 | 1,913,208 | 2,058,630 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,609,500 | 1,609,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | - | 284,184 |
| その他資本剰余金 | 716,593 | <u>-</u> |
| 資本剰余金合計 | 716,593 | 284,184 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 432,408 | 945,375 |
| 利益剰余金合計 | 432,408 | 945,375 |
| 株主資本合計 | 1,893,684 | 948,308 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 176 | - |
| 評価・換算差額等合計 | 176 | - |
| 純資産合計 | 1,893,507 | 948,308 |
| 負債純資産合計 | 3,806,716 | 3,006,939 |
| | | |

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

| | | (112 + 113) |
|------------|--|--|
| | 第14期 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 第15期 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
| | | |
| 委託者報酬 | 1,573,069 | 1,291,744 |
| 運用受託報酬 | 1,779,002 | 1,957,796 |
| コンサルティング報酬 | 532,267 | 542,130 |
| その他収益 | 342,775 | 166,438 |
| 営業収益合計 | 4,227,115 | 3,958,110 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 352,917 | 269,524 |
| 広告宣伝費 | 22,580 | 1,172 |
| 調査費 | | |
| 委託調査費 | 1,524,696 | 1,632,993 |
| 図書費 | 3,362 | 4,823 |
| 調査費合計 | 1,528,058 | 1,637,816 |
| 委託計算費 | 64,737 | 62,247 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 13,958 | 13,196 |
| 印刷費 | 13,945 | 9,281 |
| 協会費 | 8,287 | 9,823 |
| 営業雑経費合計 | 36,191 | 32,301 |
| 営業費用合計 | 2,004,486 | 2,003,062 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 49,103 | 117,444 |

| | | 有価証券届出書(内国投資 |
|---------------------------------|-----------|--------------|
| 給料・手当 | 1,262,159 | 1,263,369 |
| 賞与 | 53,244 | 104,114 |
| 賞与引当金繰入額 | 265,242 | 277,031 |
| 給料合計 | 1,629,750 | 1,761,960 |
| 福利厚生費 | 151,803 | 148,992 |
| 交際費 | 21,140 | 20,374 |
| 寄付金 | 3,569 | 2,811 |
| 旅費交通費 | 60,292 | 41,602 |
| 租税公課 | 15,507 | 12,082 |
| 不動産賃借料 | 223,995 | 212,702 |
| 退職給付費用 | 171,033 | 172,043 |
| 消耗器具備品費 | 221,549 | 295,284 |
| 事務委託費 | 30,153 | 24,977 |
| 修繕費 | 7,638 | 7,809 |
| 水道光熱費 | 6,185 | 6,626 |
| 会議費用 | 7,567 | 4,216 |
| 固定資産減価償却費 | 52,316 | 51,591 |
| 諸経費 | 150,203 | 120,653 |
| 一般管理費合計 | 2,752,705 | 2,883,728 |
| 営業利益又は営業損失() | 530,076 | 928,680 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 8,738 | 3,259 |
| 為替差益 | 7,786 | - |
| その他営業外収益 | 763 | 732 |
| 営業外収益合計 | 17,289 | 3,991 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 299 | 551 |
| 為替差損 | - | 21,713 |
| 有価証券売却損 | 34 | 97 |
| 営業外費用合計 | 333 | 22,362 |
| 経常利益又は経常損失() | 513,121 | 947,051 |
| 特別利益 | 0.0, | o.,, oo. |
| 株式報酬戻入益 | - | 96,218 |
| 前期損益修正益 1 | 109,194 | - |
| 特別利益合計 | 109,194 | 96,218 |
| 特別損失 | 100,101 | 00,210 |
| 割増退職金 | 17,153 | 80,471 |
| 固定資産除却損 | 6,537 | 4,864 |
| 貸倒損失 | 2,500 | -,00- |
| 補填金 | - | 6,916 |
| 特別損失合計 | 26,191 | 92,252 |
| 初加賀大日司 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | | |
| | 430,118 | 943,085 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,290 | 2,290 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 432,408 | 945,375 |

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

| | 第14期 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 第15期 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 1,609,500 | 1,609,500 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | <u> </u> | <u>-</u> |
| 当期末残高 | 1,609,500 | 1,609,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 1,921,485 | - |
| 当期変動額 | | |

| | | 有価証券届出書(内国投資 |
|--|----------------------|--------------------|
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | 1,921,485 | - |
| その他資本剰余金から資本準備金への振替 | 4 004 405 | 284,184 |
| 当期変動額合計 | 1,921,485 | 284,184 |
| 当期末残高 | <u>-</u> | 284,184 |
| 当期首残高 | _ | 716,593 |
| 当期変動額 | _ | 710,095 |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | 1,921,485 | - |
| その他資本剰余金から資本準備金への振替 | - | 284,184 |
| その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替 | 1,204,891 | 432,408 |
| 当期变動額合計 | 716,593 | 716,593 |
| | 716,593 | - |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 1,921,485 | 716,593 |
| 当期変動額 | | |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | - | - |
| その他資本剰余金から資本準備金への振替 | - | - |
| その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替 | 1,204,891 | 432,408 |
| 当期変動額合計 | 1,204,891 | 432,408 |
| 当期末残高 | 716,593 | 284,184 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 2014年11年 | 4 004 004 | 400, 400 |
| 当期首残高 | 1,204,891 | 432,408 |
| 当期変動額 当期純利益又は当期純損失() | 422 400 | 045 275 |
| ヨ | 432,408 1,204,891 | 945,375 432,408 |
| 当期変動額合計 | 772,483 | 512,967 |
| 当期友到領口司 当期末残高 | 432,408 | 945,375 |
| = カスス | 432,400 | 940,373 |
| 判 | 1,204,891 | 432,408 |
| 当期変動額 | 1,204,001 | 402,400 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 432,408 | 945,375 |
| その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替 | 1,204,891 | 432,408 |
| 当期变動額合計 | 772,483 | 512,967 |
| | 432,408 | 945,375 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 2,326,093 | 1,893,684 |
| 当期变動額 | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | 432,408 | 945,375 |
| 当期変動額合計 | 432,408 | 945,375 |
| 当期末残高 | 1,893,684 | 948,308 |
| 評価・換算差額等 | | _ |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | - | 176 |
| 当期変動額 | 470 | 470 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 176 | 176 |
| 当期変動額合計 ———————————————————————————————————— | 176 | 176 |
| 当期末残高 | 176 | <u>-</u> |
| 評価・換算差額等合計 | | 4=0 |
| 当期首残高 | - | 176 |
| 当期変動額 ・ はき姿を以れる項目の出期が動類(体質) | 176 | 176 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 176 | 176 |
| 当期変動額合計 | 176 | 176 |
| 当期末残高 | 176 | <u>-</u> |
| 純資産合計 | 2 226 002 | 1 000 507 |
| 当期首残高 当期変動額 | 2,326,093 | 1,893,507 |
| ョ | 432,408 | 945,375 |
| | 176 | 176 |
| 当期変動額合計 | 432,585 | 945,199 |
| | 102,000 | 0 10, 100 |

当期末残高 1,893,507 948,308

重要な会計方針

| <u>~</u> | X Z H 1 / 1 Z I | |
|----------|-----------------------------|--|
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法 | その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しておりま す。 |
| 2. | 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 |
| 3. | 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への 換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理しております。 |
| 4. | 引当金の計上基準 | 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当 事業年度負担額を計上しております。 |
| 5. | リース取引の処理方法 | リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| 6. | その他財務諸表作成のための基本とな る重要な事項 | (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。 |

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関す る会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 具值对照衣舆除) | | | |
|-------------------|-------------|-------------------|-----------|
| 第14期 | | 第15期 | |
| 平成23年12月31日現在 | | 平成24年12月31日現在 | |
| *1 有形固定資産の減価償却累計額 | | *1 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物付属設備 | 56,219千円 | 建物付属設備 | 72,652千円 |
| 器具備品 | 73,150千円 | 器具備品 | 98,132千円 |
| *2 関係会社項目 | | *2 関係会社項目 | |
| 長期貸付金 | 1,680,000千円 | 長期貸付金 | 466,000千円 |
| 未収入金 | 75,246千円 | 短期貸付金 | 500,000千円 |
| | | その他未払金 | 119,298千円 |
| | | | |

(損益計算書関係)

| 第14期 | 第15期 |
|---------------------------------------|---------------|
| 自 平成23年 1月 1日 | 自 平成24年 1月 1日 |
| 至 平成23年12月31日 | 至 平成24年12月31日 |
| *1 特別利益に関する事項 | - |
| 特別利益は、主に関係会社に対する一般管理費の前期損益修正となっております。 | |
| | |

(株主資本等変動計算書関係)

| 第14期 | 第15期 |
|--------------------|--------------------|
| 自 平成23年 1月 1日 | 自 平成24年 1月 1日 |
| 至 平成23年12月31日 | 至 平成24年12月31日 |
| 発行済株式の種類及び総数に関する事項 | 発行済株式の種類及び総数に関する事項 |

| 株式の種類 | 当期首 株式数 (株) | 当期増加 株式数 (株) | 当期減少 株式数 (株) | 当期末 株式数 (株) | 株式の種類 | 当期首 株式数 (株) | 当期増加 株式数 (株) | 当期減少 株式数 (株) | 当期末 株式数 (株) |
|-------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | | 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 34,090 | - | - | 34,090 | 普通株式 | 34,090 | ı | - | 34,090 |
| 合計 | 34,090 | - | - | 34,090 | 合計 | 34,090 | - | - | 34,090 |

(リース取引関係)

第14期 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの│注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項は 以外のファイナンス・リース取引(借主側)

ありません。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額

該当事項はありません。

未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,129 千円 1,040 千円 減価償却費相当額 10 千円 支払利息相当額

減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。

利息相当額の算定方法

・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については、 利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金については親会社であるフランク・ラッセル・カ ニーより調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、親会社 に対する貸付金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制とし ております。

未払金は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されて おります。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を 行う体制としております。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価及び これらの差額については、次のとおりです。なお、時価を 把握することが極めて困難と認められるものは、次表に は含まれておりません。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における貸借対照表計上額、時価及び これらの差額については、次のとおりです。なお、時価を 把握することが極めて困難と認められるものは、次表に は含まれておりません。

(単位・千円)

(単位・千円)

| (丰匠:113) | | | | | | | (+14. | 1111 |
|----------|-------------|------------|-----------|----|-----------------|------------|---------|------|
| | | 貸借対照表計上額() | 時価() | 差額 | | 貸借対照表計上額() | 時価() | 差額 |
| | (1)預金 | 609,911 | 609,911 | - | (1)預金 | 630,117 | 630,117 | - |
| | (2)未収委託者報酬 | 324,474 | 324,474 | - | (2)未収委託者報酬 | 212,448 | 212,448 | - |
| | (3)未収運用受託報酬 | 501,657 | 501,657 | - | (3)未収運用受託報 酬 | 620,410 | 620,410 | - |
| | (4)長期差入保証金 | 195,933 | 195,933 | - | (4)短期貸付金 | 500,000 | 500,000 | - |
| | (5)長期貸付金 | 1,680,000 | 1,680,000 | - | (5)長期差入保証金 | 190,333 | 190,333 | - |

466,000

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(484,714) (484,714) - (6)長期貸付金) 負債に計上されているものについては、()で示し ております。

(7)未払金 (555, 211)(555, 211)) 負債に計上されているものについては、()で示し

ております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、 並びに(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま

(4)長期差入保証金

この時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期 間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

(5)長期貸付金

長期貸付金は、変動金利によっており、短期間で市場 金利を反映しております。また、貸付金は親会社に対する貸付であることから、評価にあたって信用リスク を加味する必要はないものと判断しております。した がって、時価は帳簿価額と近似していると考えられる ため、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後 の償還予定額

(単位:千円)

| | 1年 以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------|----------|-------------|-----|
| (1)預金 | 609,911 | - | - |
| (2)未収委託者報酬 | 324,474 | - | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 501,657 | - | - |
| (4)長期差入保証金 | - | 195,933 | - |
| (5)長期貸付金 | - | 1,680,000 | |

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、 (4)短期貸付金、並びに(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に

ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま

(5)長期差入保証金

この時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期 間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

(6)長期貸付金

長期貸付金は、変動金利によっており、短期間で市場 金利を反映しております。また、貸付金は親会社に対 する貸付であることから、評価にあたって信用リスク を加味する必要はないものと判断しております。した がって、時価は帳簿価額と近似していると考えられる ため、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後 の償還予定額

(単位:千円)

| | 1年 以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------|----------|-------------|-----|
| (1)預金 | 630,117 | - | - |
| (2)未収委託者報酬 | 212,448 | - | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 620,410 | - | - |
| (4)短期貸付金 | 500,000 | - | - |
| (5)長期差入保証金 | - | 190,333 | - |
| (6)長期貸付金 | - | 466,000 | - |

(有価証券関係)

| | 第14期 | | | 第15期 |
|---|-----------|--------------|------|--------------------------|
| 平 | 成23年12月3年 | I日現在 | | 平成24年12月31日現在 |
| 1.その他有価証券で時価のあるもの | | | | 1.その他有価証券で時価のあるもの |
| 区分 | 取得原価 | 貸借対照表 計上額 | 差額 | 該当事項はありません。 |
| | (千円) | (千円) | (千円) | |
| 投資信託受益証券 | 1,000 | 823 | 176 | |
| 合計 | 1,000 | 823 | 176 | |
| 2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該 当事項はありません。 | | | | 2. 当期中に売却したその他有価証券 同左 |

(デリバティブ取引関係)

| 第14期 | 第15期 | | | | |
|---------------|---------------|--|--|--|--|
| 平成23年12月31日現在 | 平成24年12月31日現在 | | | | |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 | | | | |

(很職給付関係)

| <u> 这概和 17 法11尔 /</u> | | | | |
|--|--------------------|--------------------------|--------------------|--|
| 第14期 | | 第15期 | | |
| 平成23年12月31日現在 | | 平成24年12月31日現在 | | |
| 1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度 約に基づく確定拠出年金制度を採用して | | 1. 採用している退職給付制度の概要 同左 | | |
| 2. 退職給付債務に関する事項 長期未払金 | (単位:千円) 555,657 | | (単位:千円) 596,835 | |

| その他未払金 | 32,398 | その他未払金 | 109,675 |
|---|---|--------------------|---|
| 3. 退職給付費用の内訳 (1)勤務費用 (2)確定拠出年金制度への掛金拠出額 | (単位:千円) 123,777 47,256 171,033 | (2)確定拠出年金制度への掛金拠出額 | (単位:千円) 123,175 48,867 172,043 |
| | 171,000 | | 172,043 |

(<u>ストック・オプション等関係)</u>

| <u>ストック・オフション寺房原!</u> | | | | |
|--|--|--|--|--|
| 第14期 | 第15期 | | | |
| 自 平成23年 1月 1日 | 自 平成24年 1月 1日 | | | |
| 至 平成23年12月31日 | 至 平成24年12月31日 | | | |
| 1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 | 1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 | | | |
| 賞与 53,244 千円 | 賞与 102,685 千円 | | | |
| 2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるフランク・ラッセル・カンパニー の株式報酬プランに基づき当社の従業員等が受領する株 式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費 用については、「ストック・オプション等に関する会計 基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び 「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日) に準じた方法により会計処理をしております。 | | | | |
| | 3.ストック・オプション等に係る権利不行使による失効により利益として計上した金額 | | | |
| | 株式報酬戾入益 96,218 千円 | | | |

(税効果会計関係)

| . 1 | 仇劝未云司[刘][[[]][[]][[]][[]][[]][[][[]][[]][[][[| | | | | | | | | |
|-----|---|---------|------|---------------------|------------|--|--|--|--|--|
| | 第14期 | | 第15期 | | | | | | | |
| | 平成23年12月31日現在 | | | 平成24年12月31日現在 | | | | | | |
| | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発 内訳 | 生の主な原因別 | 1. | 繰延税金資産及び繰延税金負 内訳 | 責の発生の主な原因別 | | | | | |
| | | (単位:千円) | İ | | (単位:千円) | | | | | |
| | 繰延税金資産 | | İ | 繰延税金資産 | | | | | | |
| | 税務上の繰越欠損金 | 395,340 | | 税務上の繰越欠損金 | 663,217 | | | | | |
| | 賞与引当金 | 92,085 | | 賞与引当金 | 89,497 | | | | | |
| | 未払金 | 9,854 | | 未払金 | 41,687 | | | | | |
| | 未払費用 | 115,691 | | 未払費用 | 120,915 | | | | | |
| | 資産除去債務 | 7,450 | | 資産除去債務 | 9,640 | | | | | |
| | 長期未払金 | 198,036 | | 長期未払金 | 212,712 | | | | | |
| | 長期未払費用 | 119,413 | | 長期未払費用 | 103,675 | | | | | |
| | その他 | 1,145 | | その他 | 1,188 | | | | | |
| | 繰延税金資産合計 | 939,018 | | 繰延税金資産合計 | 1,242,534 | | | | | |
| | 評価性引当額 | 939,018 | | 評価性引当額 | 1,242,534 | | | | | |
| | 繰延税金資産の純額 | 0 | | 繰延税金資産の純額 | 0 | | | | | |
| | | · | | | | | | | | |

率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当期は税引前当期純損失を計上したため、差異原因を注 記しておりません。なお法定実効税率は40.69%でありま す。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担12. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

3. 法人税等の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るた めの所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律 第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策 を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置 法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布 され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人 税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われること になりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負 債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から 平成25年1月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日 に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に いては38.01%に、平成28年1月1日に開始する事業年度以 降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%と なります。なお、この変更による影響はありません。

(資産除去債務関係)

| 第14期 | | 第15期 | | | | |
|----------------------|--------|---------------------|---------|--|--|--|
| 平成23年12月31日現在 | | 平成24年12月31日現在 | | | | |
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上してい | 1るもの | 資産除去債務のうち貸借対照表に計上し | しているもの | | | |
| 当期における当該資産除去債務の総額の増 | 減 | │ 当期における当該資産除去債務の総額 | の増減 | | | |
| () | 単位:千円) | | (単位:千円) | | | |
| 当期首残高 | 58,616 | 当期首残高 | 59,434 | | | |
| 時の経過による調整額 | 817 | 時の経過による調整額 | 829 | | | |
| 当期末残高 | 59,434 | 当期末残高 | 60,263 | | | |
| | | | | | | |

(セグメント情報等)

第14期

(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うと ともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金 融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取 引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメン トを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | 投資信託業 | 投資一任業 | コンサルティング業 | その他 | 合計 |
|------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 外部顧客への営業収益 | 1,573,069 | 1,779,002 | 532,267 | 342,775 | 4,227,115 |

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の 記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント |
|-----------|-----------|-----------------|
| A社() | 1,077,658 | 投資一任業・コンサルティング業 |

- () A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。
- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

第15期

(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | 投資信託業 | 投資一任業 | コンサルティング業 | その他 | 合計 |
|------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 外部顧客への営業収益 | 1,291,744 | 1,957,796 | 542,130 | 166,438 | 3,958,110 |

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の 記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント |
|-----------|-----------|-----------------|
| A社() | 1,017,467 | 投資一任業・コンサルティング業 |

- () A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。
- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第14期 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

| ĺ | | 会社等の | | 資本金 | 事業の | 議決権等 | | 関係内容 | 取引の | 取引金額 | | 期末残高 |
|---|-----|-------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------------------|--------------|------------|---|------------|---------|-------|-----------|
| | 種類 | 五社等(5) 名称 | 所在地 | 又は 出資金 | 争乗の 内容 | の被所有 割合 | 役員の 兼任等 | 事業上の関係 | 内容 | (千円) | 科目 | (千円) |
| | 親会社 | フランク・ ラッセル・ カンパニー | アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市 | 394 百万 ドル | 年金コン サルティ ング、投資 顧問 | 間接所有 100% | 兼任 0人 | インベストメント ・マネジメント・ アグリーメント、 業務委託契約の締 結 | 貸付金 の回収 | 815,000 | 長期貸付金 | 1,680,000 |

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ラッセル・インベストメント・グループ(株)(非上場) フランク・ラッセル・カンパニー(非上場)

(2) 重要な関連会社 該当事項はありません。

第15期 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

| ٢ | | 会社等の | | 資本金 | 事業の | 議決権等 | | 関係内容 | 取引の | 取引金額 | | 期末残高 |
|---|-----|-------------------------|-----------------------------|-----------------|--|------------|------------|---|------------|---------|------------------------|--------------------|
| | 種類 | 五社等67 名称 | 所在地 | 又は 出資金 | 事業の 内容 | の被所有 割合 | 役員の 兼任等 | 事業上の関係 | 内容 | (千円) | 科目 | 新木戏向 (千円) |
| Ť | 親会社 | フランク・ ラッセル・ カンパニー | アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市 | 394 百万 ドル | 年金コンサ ルティン グ _、 投資顧 問 | 間接所有 | 兼任 0人 | インベストメント ・マネジメント・ アグリーメント、 業務委託契約の締 結 | 貸付金 の回収 | 714,000 | 短期 貸付金 長期 貸付金 | 500,000 466,000 |

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ラッセル・インベストメント・グループ(株)(非上場) フランク・ラッセル・カンパニー(非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 第14期 | | 第15期 | |
|-----------------------|------------|---------------------|------------|
| 自 平成23年 1月 1日 | | 自 平成24年 1月 1日 | |
| 至 平成23年12月31日 | | 至 平成24年12月31日 | |
| 1株当たり純資産額 | 55,544.37円 | 1株当たり純資産額 | 27,817.80円 |
| 1株当たり当期純損失() | 12,684.33円 | 1株当たり当期純損失() | 27,731.77円 |
| 損益計算書上の当期純損失() | 432,408千円 | 損益計算書上の当期純損失() | 945,375千円 |
| 1株当たり当期純損失()の算定に用 | | 1株当たり当期純損失()の算定に用 | |
| いられた普通株式に関する当期純損失 | 432,408千円 | いられた普通株式に関する当期純損失 | 945,375千円 |
| | | () | |
| 差額 | - | 差額 | - |
| 期中平均株式数 | | 期中平均株式数 | |
| 普通株式 | 34,090株 | 普通株式 | 34,090株 |
| | | | |
| │ なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利 | 益については、 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純和 | 益については、 |
| 1株当たり当期純損失()であり、また | | | 、潜在株式が存 |
| 在しないため記載しておりません。 | | 在しないため記載しておりません。 | |

(重要な後発事象)

| 主文も技儿子が! | |
|---------------|---------------|
| 第14期 | 第15期 |
| 自 平成23年 1月 1日 | 自 平成24年 1月 1日 |
| 至 平成23年12月31日 | 至 平成24年12月31日 |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 、 において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 、 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

委託会社がその事業の全部または一部を譲渡するときは、当該期日の1ヵ月前までにその旨を公告して 監督官庁に届け出るとともに、すべての営業所の公衆の目に付きやすい場所に掲示したうえ、当該期日から30日以内にその旨を監督官庁に届け出ます。

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(平成24年9月末現在)

| (a)名称 | (b)資本金の額 | (c)事業の内容 |
|--|----------|--|
| 三菱UF J信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスター トラスト信託銀行株式会社) | , | 銀行法に基づき銀行業を営むとと もに、金融機関の信託業務の兼営等 に関する法律(兼営法)に基づき 信託業務を営んでいます。 |

(2)販売会社

(平成24年9月末現在)

| (a)名称 | (b)資本金の額 | (c)事業の内容 |
|---------------|------------|---------------------------------|
| スルガ銀行株式会社 | 30,043百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社りそな銀行 | | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | に関する法律(兼営法)に基づき 信託業務を営んでいます。 |

(3)外部委託先運用会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 | (c)事業の内容 |
|---|--|--|
| ニューメリック・インベスター ズ・エル・エル・シー | リミテッド・ライアビリ ティ・カンパニーのため、 該当事項はありません。 | |
| エムエフエス・インスティ テューショナル・アドバイザー ズ・インク | 15,964百万米ドル (平成24年9月末現在) | |
| マーシコ・キャピタル・マネジ メント・エル・エル・シー | リミテッド・ライアビリ ティ・カンパニーのため、 該当事項はありません。 | 金融商品取引法に定める外国の法 令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営 |
| マッキンリー・キャピタル・マ ネジメント・エル・エル・シー | リミテッド・ライアビリ ティ・カンパニーのため、 該当事項はありません。 | て、外国にのいて投資連用業等を目んでいます。 |
| ハリス・アソシエイツ・エル・ ピー | リミテッド・パートナー シップのため、該当事項は ありません。 | |
| ラッセル・インプリメンテー ション・サービシーズ・インク | 24,780米ドル (平成24年12月末現在) | の次★今の短につきましては、その知会社・ |

エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インクの資本金の額につきましては、その親会社であるサン・ライフ・フィナンシャル・インクが公開会社としてインサイダー取引に関する規制を遵守するために定めた開示方針上、未公開の財務情報(子会社である同社の資本金の額を含む)を開示できないため、エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インクの要請に基づき、親会社であるサン・ライフ・フィナンシャル・インクの現在公開されている資本金の額を参考までに掲載しています。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資本金の額 : 10,000百万円(平成24年9月末現在)

事業内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼

営法)に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託

受託会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のす

EDINET提出書類

ラッセル・インベストメント株式会社(E12450)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

べてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

゚ 当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資 に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)外部委託先運用会社

を託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、 マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

ラッセル・インベストメント・グループ株式会社は、委託会社の全株を保有し、同社はフランク・ラッセル ・カンパニーの実質的な子会社です。

ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクは、フランク・ラッセル・カンパニーの子会社です。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2)交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について
 - 「投資信託説明書(交付目論見書)」と記載します。

金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。

交付目論見書の使用開始日を記載します。

委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先(ホームページアドレス、電話番号および受付時間等)を記載します。

受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。

請求目論見書の入手方法を記載します。

以下の事項を記載します。

- ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に 受益者の意向を確認する旨。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその 旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載 ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3)交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の表紙に「投資信託説明書(請求目論見書)」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5)請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6)請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容について、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (7)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書の別称として、「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用する場合があります。
- (10)投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

ラッセル・インベストメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド(確定拠出年金向け)の平成24年4月19日から平成25年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド(確定拠出年金向け)の平成25年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

独立監査人の監査報告書

平成25年3月28日

ラッセル・インベストメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ラッセル・インベストメント株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経 営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。